

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和8年3月13日(金)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 桑澤 直亨
委員 君嶋 寿男 委員 花島 進
委員 渡邊 勝巳 委員 原田 悠嗣

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 大和田和男 事務局長 会沢 義範
次長 萩野谷智通 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄
財政課長 照沼 克美 財政課長補佐 郡司 智弘
保健福祉部長 生田目奈若子 社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 橋本 前子
こども課長兼こども発達相談センター長 住谷 孝義
こども課長補佐 古谷 武 こども家庭センター長 梅原千也子
菅谷保育所長 皆川 光子 地域子育て支援センター長 工藤 裕子
介護長寿課長 鈴木 伸一 介護長寿課長補佐 諸藤 慎一
保険課長補佐 郡司 純子 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 坂本 武志 教育部長 浅野 和好
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 大曾根香澄
副参事兼指導室長 山野邊義紀 学校給食センター所長 津賀 卓
ひまわり幼稚園副園長 鈴木 陽子
生涯学習課長 平野 玉緒 生涯学習課長補佐 大内 秀幸
スポーツ推進室長 荻津 厚緒 スポーツ推進室長補佐 舘 政則
図書館長 植田 徹也 中央公民館長 小野瀬義宏
歴史民俗資料館長 中嶋 圭子

会議に付した事件

(1) 議案第3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- …原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第9号)
- …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- …原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算
- …原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第18号 令和8年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- …原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- …原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第21号 令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- …原案のとおり可決すべきもの

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新たな議会構成となりまして、新メンバーで臨みます教育厚生常任委員会がスタートということで、楽しみもございますが、何せ久しぶりの委員長職でございますので、不安な点、多々ございます。一生懸命スムーズな進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和8年度の当初予算ということで、あと、議案もございます。ボリューム盛りだくさんとなっております。慎重審議の中にもスムーズな進行をご協力お願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきますと思います。

開会前にご連絡いたします。換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願い

いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

本日は、新メンバーによる教育厚生常任委員会へご参集賜りまして、誠にありがとうございます。そして、市内中学校も卒業式が終わり、副委員長、お子様、卒業おめでとうでございます。また、県内の高校の合格発表もありました。この教育厚生常任委員会の所管でもありますので、未来ある子供たちのために議論を深めていただきたいと思います。と思っています。

今日は、先ほど委員長からお話もありました、令和8年度の当初予算も含む大型案件があります。富山新委員長の下、慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、改選後初めての教育厚生常任委員会ということでございます。これからどうぞよろしく願い申し上げます。

本日提出しております議案は、条例関係が5本、それから予算関係が補正を含めて6本、計11本になります。慎重なるご審議のほどどうぞよろしく願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

本年度も、学校のほうですけれども、残すところ10日余りとなりました。ただいま議長のほうからお話がありましたように、今週は火曜日に中学校の卒業式、水曜日が県立学校の発表ということで、全員希望したとおりにはなかないかなかったようで、今、最後の進路の相談をしている最中です。来週は幼稚園の卒園式、そして水曜日が小学校の卒業式、再来週24日が令和7年度の修了式というふうに続きます。年度末しっかりと締めくくりをして、次年度を迎えたいと思います。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりでございます。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部にも申し上げます。令和8年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款、項、目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明を願います。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データの提出を行ってください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第15号をご覧ください。

議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

変更になります。

3款民生費、1項社会福祉費、高齢者保健福祉計画推進事業、補正後総額731万5,000円、年割額、令和7年度377万7,000円、令和8年度353万8,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

3款民生費、1項社会福祉費、介護施設等整備事業4,850万1,000円。

9款教育費、2項小学校費、小学校施設整備事業9,937万4,000円、教育用コンピューター管理事業9,144万4,000円。

3項中学校費、中学校施設整備事業7,750万6,000円、教育用コンピューター管理事業5,442万3,000円。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正になります。

変更になります。

起債の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。

下から3番目になります。小学校空調設備整備事業9,120万円、中学校空調設備整備事業6,290万円、総合公園施設改修事業8,260万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

14ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費450万円の減。15ページをお願いいたします。2目高齢福祉費195万4,000円の減。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費334万7,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,750万円の減、16ページをお願いいたします。2目予防費600万円の減、3目健康増進事業費300万円の減。

19ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費85万円。

20ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費9,937万4,000円。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費7,422万7,000円の減。

21ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費627万5,000円の減。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費1,300万円の減、2目公民館費138万6,000円の減。

22ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目体育施設費345万4,000円の減、4目総合公園費1,778万7,000円の減。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金104万5,000円。国県負担金等返納金でございます。うち、こども課が10万2,000円、健康推進課が94万3,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 20ページ、お聞きしたいんですけども、小学校管理費の小学校の施設整備事業で空調改修工事のほうの補正が上がっているんですが、これ対象校はどちらをやる予定でしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。

こちらのほうは、対象校がばら野学園と白鳥学園をやる予定になっておりまして、具体的には菅谷西小学校、五台小学校、瓜連小学校の3校を予定しております。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

それでは、次の中学校施設整備事業なんですけれども、約7,000万円ぐらいの減額になっておりますが、これはどこをやる予定だったのを取りやめたのか、それとも、どういう理由でこれが減額になったのか教えてもらっていいですか。

学校教育課長 今回計上した空調もそうなんですけれども、国の補正予算に対応しまして、先ほどの小学校も、当初予算にも実は計上しているところなんですけれども、国の補正予算、有利な部分がございますので、前倒して、今回3月補正で上げております。中学校の減額した分も、実は昨年度も同じように7年度の当初予算に上げていたものを6年度の補正予算のほうでも上げたということで、7年度上げたものが不要になったというところまで減額になったものでございます。

空調設備につきまして、中学校につきましては、第一中学校と瓜連中学校をこちら予定して、その分も含めた今回の計上になっております。

以上です。

渡邊委員 国の補助で有利なのは分かるんですけれども、これってもともと3か年で整備をするのでしたっけ、そこも教えてもらっていいですか。

学校教育課長 今後、8年から10年度までの3か年で小中学校の特別教室のほうを全校整備完了するというような予定にしております。

以上です。

渡邊委員 これ約7,000万円というと、ほぼ1校分の整備費が減額になっているのかなと思うんですよね。3か年でやるんだっただらば、これ予算があるのを、有利な部分は分かるんですけれども、これを使用すれば1年間短縮できたんじゃないかと思うんですけれども、これについてはどうでしょうか。

学校教育課長 6年度の補正予算で上げましたけれども、実際の工事は7年度、今年度に中学校のほう、今年度は全中学校の理科室と音楽室のほうの空調整備を進めてきたところまでございますので、今年度、何もやらなかったので不用になったというわけではございません。

以上です。

渡邊委員 ちょっと質問と答えが違うと思うんですけれども、この予算を使えば、3年かかるところが2年で短縮できたんじゃないんですかという質問なんです。

学校教育課長 もともと7年度の予算と、いわゆる予定のところは中学校ということで今年度は進めておりましたので、その後の分、先食いしてというような今の委員の質問の意味かなとは思いますが、計画的に進めたということで、今年度も計画的には進めていきたいというふうに思っておりますので、余ったから、その分もというようなところまで今年度は踏み込まなかったということもあるのかなと思います。

以上です。

渡邊委員 何が私言いたいかという、この昨今、異常な気象で、高温な夏が続いているんですよね。それを計画どおりに進めるからではなくて、1年間前倒しをしてでも子供たちの命を守るのが大切じゃないですかという質問をしているんですよ。であれば、変な話、多少率が悪い、少々市の財政は負担になるかもしれないんですけども、先に子供たちの健全なる環境というか、安心して学校生活を送れる環境を整備してあげるほうを優先すべきではないのかなと私は思うんですよ。にもかかわらず、今の答弁ですと、計画どおりに進めているんだから、この分は減額をしますよ、だから問題ないんですよというふうに、そう言っているんでしょうけれども、そう聞こえてしまっているんで、本来それでいいのかなというところがちょっと疑問だったんです。

予算を確保していて、確かに国の補助金は少なくなったのかもしれない。ただ、予算上は地方債とその他の部分で、ここはきちんと充当しているわけですよ、執行ができないわけじゃないと思うんですよ。ですから、補正で落としているわけだから、執行ができなかったわけではない。7,000万円という、この後の審議になると思うんですけども、8年度の主要事業説明の中ではほぼ1校分の整備が賄える。計画上は、先にしゃべっていいのかどうか分からないですけども、令和10年まで。最後のときに多分、二中が1校残るのかな、計画上は。そこを前倒ししてしまえば、2年間で整備ができて、1年間取り残すことがなかったんじゃないのかなと単純に考えているところなんですけれども。やはりこれ執行するわけにいかないんですか。

学校教育課長 委員のお考えのやり方というのも手法的にはあり得るのかもしれないんですけども、7年度に当初やろうと思っていた部分を前倒ししてできたというようなところで、こちらの、何ていうんですかね、有利な部分を使ってというようなところで、計画的に進めているというようなところなので、委員のおっしゃるとおり早くやればというところはあるのかもしれないんですけども、限られた財源の中で進めているというところもございまして、今年度以降もずっとやり方的には同じようにやるようには考えていますけれども、ちょっとその辺のところも含みながら、今後計画は修正するかどうかも含めて考える部分はあるのかなと思うんですけども、現段階ではそのようなことで進めているところです。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

予算がないわけではないというのは執行部のほうも認識されていると私も思うんですよ、現在、予算は組まれている。それに対する裏づけの金額もきちんと決められている。ただ違っているのは、国の補助金が入っているか入っていないかだけだと思うんですよ。やはり、これいろんな議員もおっしゃっていると思うんですけども、何が大事かって、子供の命を守るのが大事なんだという前提があると思うんですよ。そこを変な話、予算の執行が割の悪い費用だからというような意味合いで、子供の部分の教育環境を先送り

にしているんですかというところが私のそもそも疑問点だったので、これについてはきちんと今後対応のほうをお願いしたいなというところですよ。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

原田委員 お願いします。

ちょっといくつか言っちゃうんですけども、14ページの社会福祉総務費と15ページの保健衛生総務費、あとは21ページの幼稚園費、社会教育総務費のところ、これ職員人件費というところで減っているところかなと思うんですけども、どうして減っているのかというところを教えてくださいたいです。

財政課長 14ページの職員人件費のほうにつきましては、職員数の減による不用額の整理という形になっております。

続いて、15ページの職員人件費、保健衛生費のところですけども、こちらについても支弁職員の減による不用額の整理という形になってございます。

21ページの幼稚園費のほうにつきましては、任用条件の変更等に伴う不用額の整理という形になってございます。

教育費、社会教育費のところにつきましても、支弁職員の減による不用額の整理という形でございます。

以上でございます。

原田委員 職員減が主な理由かなと思うんですけども、これは退職して、そこに補充しないとか、そういうことでの職員減ということですか。

財政課長 職員採用等々については総務課所管にはなるんですけども、当初予算として予定していた人数が実際の今の現員数と比較して減になったので、今回不用額を整理させていただいているという形です。

原田委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

原田委員 すみません。

あと、16ページの予防費とか、この辺が減っている理由も教えてくださいたいです。

健康推進課長 健康推進課です。

16ページの衛生費の中の2目予防費の減につきましては、こちら母子健康診査・健康相談事業のほうで妊産婦、乳幼児の健康診査の委託料をこちらで計上しております。その対象者が当初の見込みよりも少なかったということによります減額になっております。

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時23分)

再開(午前10時24分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(学校教育課所管部分)を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育指導費について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか5名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、予算書のほう、140ページをお願いいたします。主要事業説明書につきましては106ページから113ページまでが学校教育課の所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費205万円。教育委員の報酬が主なものでございます。

続きまして、141ページをお願いいたします。

2目事務局費2億6,895万2,000円、前年比1,219万1,000円の増です。職員や会計年度任用職員の人件費が主なものとなっております。

次に、142ページをお願いいたします。

下段になります。

3目教育指導費2億9,577万5,000円、前年比3,242万8,000円の増です。増の主な理由でございますが、外国語指導助手設置事業の契約更新や学習指導員等の人数増などによるものでございます。

主な事業でございますが、142ページ下段の外国語指導助手設置事業では、幼稚園、小学校、中学校に派遣として13名、会計年度任用職員の1名を合わせますと合計14名のALTを配置しているところでございます。

143ページ中段の学習指導員等配置事業につきましては、配慮を必要とする園児や児童生徒の状況に応じまして、学習指導員、生活指導員、幼稚園指導員を配置しております。配置人数につきましては、肢体不自由の児童対応で小学校に1名を増員、幼稚園に支援が必要な児童対応で2名を増員しております。

145ページの中段でございます。

学校教育情報化推進事業では、教育の情報化を推進していくためのICT支援員の派遣経費、教職員の業務の効率化を図るための校務支援システム賃借料などを計上しております。これまでシステムが入っていなかった教育支援センターにも新たに校務支援システムを導入することとしております。

教育総務費の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

渡邊委員 すみません、先ほどちょっと人件費の話があったんですけども、お聞きしたいんですが、学校用務員というのは、この事務局費に含まれているということでしょうか。

学校教育課長 こちらのほうに含んでおります。

渡邊委員 人数と、そのおのおの担当している学校を教えてもらっていいですか。

学校教育課長 用務員は各学園に1人の配置となっておりますので、それぞれの学園、2校ないし3校を担当しているというところでございます。

渡邊委員 となりますと、瓜連の白鳥学園は2校担当ということでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

渡邊委員 じゃほかの学園に比べると、受持ちの学校が少ないということになると思うんですけども、せっかく幼稚園を統合して1校になったんですから、その方を幼稚園の用務員として使うことはできないんですか。

学校教育課長 校数的には2校と3校ということで差があるかなとは思いますが、瓜連はグラウンドのほうも支所の脇にあるというところで、面積的にはそこそこ広い部分がありますので、今のところなかなかほかのところの余力までというところまでは難しいかなというふうなところを思っておるところでございます。

以上です。

渡邊委員 面積的に考えると三中と変わらないか、もしくはそれより少ないんじゃないかと思うんですよ。三中は大きいですから。そうすると、そこが3校を担当しているわけですよ。となれば、今の答弁ですと面積が大きくなるからということで、そこって不可能じゃないのかなと思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

学校教育課長 幼稚園のほうも環境整備というようなところでは、実はALTの業務の中にもその辺の補助というところで、幼稚園の職員の負担軽減を図るというようなところも仕様に入れているところがございます。今、渡邊委員のおっしゃるようなやり方というものも一つのやり方にはなるのかなと思うんですけども、今のところでは別な方法でちょっと負担軽減を図って、環境の整備も行っているというふうなところがございます。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

やり方とするとそういう方法もあるかと思しますので、ちょっとご検討のほうをいただければと思います。

それとあと、教育支援センター設置事業の部分なんですけれども、ちょっとこちらいろいろな問題を抱えていることで、大変な職場だと思います。これがあることで非常に救われている方も多いと思います。ちょっとこの現状と、今抱えている課題など何かありますか。

学校教育課長 現状何人ぐらい通っているかというようなところでしょうか。年度当初の人数は一桁台なんですけれども、年度の中盤あたりからひまわり教室という不登校の方が通えるような通級教室のほうにも増えまして、大体、年度末には10人から15人ぐらいが所属するというような状況で推移しているのかなというふうに思います。

課題とすれば、デマンドタクシーなどでの利用も可能にはしているところなんですけれども、場所的にというようなところで、通いづらいというようなケースもあるのかなというようなところは感じているところです。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

いろいろと、年々人数は増えていく傾向にあるのかなと思いますので、人員とかその辺の不足があるのであれば、また後で教えてほしいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

君嶋委員 予算書145ページのいじめ調査委員会設置事業5万1,000円の予算計上ですけれども、この事業内容についてお伺いしたいと思います。

学校教育課長 いじめ調査委員会の立ち上げが必要になった場合に備えまして、委員のほうをお願いしているところなんですけれども、年1回程度の、今のところは事案がない限りは、そういった顔合わせ的な、研修会も含めたようなものを行っているというのが現状の活動というか、現状でございます。

以上です。

君嶋委員 いじめが起きた場合ということでの立ち上げということですが、現在、那珂市内でのそういういじめ問題についてはほとんどないということで了解してよろしいのでしょうか。

学校教育課長 いじめがないというようなところではございませんで、学校ではいじめというふうなところで認識している件数は非常に多くなっております。具体的には、学校で認識している件数でいきますと、令和6年度では年間で355件というようなところで、ちょっとしたところでもいじめに該当するかなというようなところで認知はしているところでございます。

以上です。

君嶋委員 そうですね。取りようによってはいじめかなということがあると思うんですね。

ちょっと仲間外れにされたらもういじめになったとか、そういう話をよくする保護者の方はいますけれども、私らから見れば、これはちょっとした仲間同士のコミュニケーションなんかの行き違いかなとか思うときあるんですけれども、355名ぐらいの方が、そういう方もその中には入ってくるのかなと感じているんですけれども、注意しながら見ていただければと思います。よろしくをお願いします。

委員長 ほか質疑ございませんか。

原田委員 主要事業説明書の170ページのほうで、ALTの事業なんですけれども、小学校9校に対して8名、中学校5校に対して4名ということなので、1人は掛け持ちでやっているという感じの認識でよろしいでしょうか。

学校教育課長 児童数の少ない木崎小学校と額田小学校はお一人で掛け持ちしていただいているところがございます。

原田委員 そうすると、中学校はどこどこで掛け持ちされているんですか。

学校教育課長 中学校につきましては、直接雇用のALTもおりますので、その方と合わせて1校1人というような配置にはしております。

原田委員 ありがとうございます。

委員長 ほか質疑ございませんか。

副委員長 外国語指導助手設置事業、主要事業説明書の107ページですかね。ここに、真ん中下の参考のところ、英検I B A結果の推移というところなんですけれども、令和3年度から6年度にかけて、基本的に令和5年度までは右肩上がりですけれども、令和6年度は少し下がったというような状況なんですけれども、この辺の低下した原因とか要因というのは何か分析されているのかお伺いします。

副参事兼指導室長 パーセンテージとしては下がってしまったところではあるんですけれども、コミュニケーション能力とかスモールトークといいますか、そういった部分で重点的に指導していたので、この点数的には伸びなかったというふうに考えております。

副委員長 ありがとうございます。

そうすると、何かしらこの指標に対する目標、パーセンテージとかというのは設定されたりしているんですか。それとも、あとプラスアルファの、それ以外の、このI B A以外の指標で何か成果を評価しているものがあるとするならば、何があるのかお伺いしたいんですけれども。

学校教育課長 本市のほうで事務事業評価という事業ごとの評価している中で、この事業につきましてはの目標ということで、令和9年度には57%というようなところを数値目標にはしているところです。ちなみに国とか県でも、こちらの英語力については目標値というものを定めておりまして、国では令和5年からの第4期教育振興基本計画というものが

ございまして、そちらのほうでは、その計画期間の最終には6割以上が英検3級レベル以上というようなどころでの目標を国でも掲げているところではございます。

以上です。

副委員長 この以外の数値、何か別の評価をするものというのはあるんですか。

学校教育課長 こちらの事業の目標の中では、その他のそういった目標的などころの定めというのは特にしてはございません。

以上です。

副委員長 そうすると、ある程度、一応順調というか、目標には近づいていっているというような感じでよろしいでしょうかね。

学校教育課長 そうですね、数値を見ると、ちょっと上がってきている傾向にはありますので、そこに向かっていてのではないかというふうには認識しております。

以上です。

花島委員 英語教育についてお伺いしたいんですが、ALT、要するに文法とかそういうことは直接関係ない会話とかの教育というのがどういう学年でどのくらいの時間数やっているのでしょうか。

副参事兼指導室長 時間数は、ALTの配置の時間は限られておりますので、いるところに関してはほぼ授業の中に同席しているような状況でございます。時間数が決まっておりますので、申し訳ございません、何%というところはちょっと今頭に入っていないんですけども、出席できるだけは出ております。

花島委員 今のお話では、要するに英語の授業の中で同席して、それで何%がそのALTに関連するテーマ、テーマと言っているのか分からないですけれども、テーマなのかよく分からんということですか。それでいいんですか。

副参事兼指導室長 いえ、ふだんの授業でもALTと英語教師の会話であるとか対話であるとか、そういったところで活用しておりますので、ALTが基本的に1人で授業を進めるというものではございません。普通の英語の授業にALTが入って、ネイティブの発音を補完しているというところになります。

原田委員 予算書の145ページの学校教育情報化推進事業の賃借料のところなんですけれども、この賃借料ってiPadのお金ということでよろしいですか。

学校教育課長 こちらに入っているものは、校務支援システムの賃借料でございます。それと電算機の借り上げ料ということになっております。

以上です。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 145ページでございます。

下段になります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費2億7,183万4,000円、前年比3,534万円の増でございます。

主な増の理由でございますけれども、147ページの下のほうの小学校施設整備事業において、特別教室への空調設置費の計上により増額となっております。先ほど補正予算中の議案でも触れたようなところでございますけれども、こちらにも実際には7年度の、先ほどの補正予算の中に前倒しをして計上しておりますので、実際にはそちらのほうで執行するというような予定をしております。

同じく、続きまして147ページの下段になります。

2目教育振興費1億6,157万8,000円、前年度比7,021万1,000円の増です。

主な理由でございますけれども、148ページの教育用コンピューター管理事業におきまして、1人1台配置しておりますタブレット端末の更新に関連する費用の計上によるものでございます。

主な事業ですけれども、148ページの上のほうです。

就学奨励事業、こちらのほうでは、経済的理由によって就学困難な児童について、学用品等必要な支援を行っているものでございます。また、その下の教育用コンピューター管理事業では、先ほど触れましたが、タブレットの端末の更新に係ります購入費用、あるいは学習用ソフトの使用料ですとかを計上しているところでございます。タブレットの端末につきましては、令和8年度と9年度の2か年で全て入替えを行うこととしております。8年度につきましては、後で出てくる事業になりますけれども、中学校の生徒の全員分と、ここの中では小学6年生の分の入替えを予定しております。1年生から5年生につきましては、9年度に入替えをいたします。

小学校費の説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

渡邊委員 先ほどの質問と関連してしまうんですけれども、やはり今、課長のほうから説明があったんですが、今年度、小学校施設整備事業ということでばら野学園、白鳥学園の分が当初予算で計上されている。ただ、先ほど補正で前倒しをしたので、この予算については執行しないで減額を考えていくということでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

渡邊委員 ちょっとそもそも思うんですけれども、本来、公平に整備するべきじゃないのかなと私は思うんですよ。要は、小学校だったらば、どこの小学校の子供たちも公平に、その恩恵を受けるような整備の仕方を進めていくのがまず大前提じゃないのかなと思います。これが物理的な事情、例えばどこかの学校で2か年にわたって工事をしなきゃなら

ない、例えば最初の年度で基本的な配管の部分をやらなきゃならない。次年度で機械の設置をしなきゃならないとかという2か年に物理的に分かれるんだっただらば、これは2か年にかかってもしょうがないのかなと思うんですよ。

ただ、この場合については、学校は学校単位で、1年間で終結しているような工事のやり方を取っているわけですよ。となれば、なぜこれを3か年にそもそも分けた計画だったのかなというところがまず疑問になってくるんですよ。これは多分、予算の都合とかいろいろなものがあつたのではないのかなと思います。ただ、その学校の子供にとっては、それって市の都合であつて、子供たちの都合じゃないんですよ。だったら、本来であれば、単年度で全部やるべき。それができないんだっただらば、極力短い年度でやるべきだと私は考えるんですよ。

今回、前倒しの予算がついています。であれば、その予算を、確かに補助金は入らない、市の負担は若干大きくなるかもしれないですけども、それにしたって、補助金が入らない3分の1、若干もうちょっと本当は、実数は違うんでしょうけれども。その分が市の負担が増えるだけであつて、子供にとってはどこもかしこも同じようなスタートラインで整備ができる、先ほども申しましたけれども、この厳しい気候環境が変わっている中で、少しでも早く対応してあげようと思うのが普通の考えじゃないのかなと思うんですよ。となれば、ここは予算を減するのではなく、このまま来年度、令和9年度計画しているわかすぎ学園、緑桜学園を整備する、そして最終的には10年度と今、最終の完了期間が書かれていると思うんですけども、これが今のままだと前倒しの補正予算になれば9年度で終わる。でも、さらに8年度で終わりにすることもできるんですよ、やり方によっては。そういうようなことというのは考えていただくことはできないんでしょうか。

学校教育課長 特別教室のエアコン整備につきましては、今年度、中学校の全校を音楽室、理科室というふうに同時並行で進めたところなんですけれども、そのやり方で行っていく場合には、向こう4年間で当初、計画的にとしていたところもございます。やり方として、学校ごとにしたほうが効率的、財政的な面も含めて有利になるというようなところで、そこで3か年に、1年間は前倒しをして進めるというところにはしたところです。

当然、委員のご指摘のところも、学校間での差が出るというところは、出てしまうということは事実として発生はしてしまうんですけども、若干でも短縮できるようにということで、そこは変更したところです。

財源につきましては、補助の部分と、あるいは起債とかも借りながらというようなところで、市の財政状況も厳しい部分がありますので、全て単独費で進めるというのなかなか財政面で厳しい部分は事実としてありますので、ご意見として、非常にやり方としては、考えられる部分もあるのかなと思うんですけども、その辺のところは財政部局とも相談していかないと、我々のところの思いだけでもなかなか判断できない部分なの

かなというふうには思っております。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

やはり思いを伝えてもらうのが一番大事じゃないかなと思うんですね。要は、これは多分、何度言っても水掛け論で話は進まないと思うんですけども、何をするためにエアコンつけるんですか。ただ単に、これは整備するのが決まりだからというものじゃないですよね。子供の命を守るためにという形が大前提になっていると思うんです。そこに順位づけをして、しかも予算の若干負担が大きくなるからというのは、本来それを理由にするべきなのかなと考えてしまいますので、ここはきちんともう一度検討していただきたいなというところです。

それともう一点なんですけれども、予算書148ページなんですけど、教育用コンピューター管理事業です。これちょっと確認したいんですけども、今現在、1人1台という形でタブレットのほう配置されているんでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

渡邊委員 じゃこれ前回整備をしたというのは今から何年前で、使用年数というのは何年を目標として進めているのか教えてください。

学校教育課長 前回、令和3年度から使い始めておまして、今5年目というふうになっております。現在、iPadのほうを使っておまして、そのサポート期限も間もなくというような、先が見えてきているところですので、来年と再来年の2か年で全部更新をするというようなところで計画しているところでございます。

以上です。

渡邊委員 となると、途中で切替えができないでしょうから、iPadで進めていくというような形でよろしいんですか。

学校教育課長 そのとおりです。

渡邊委員 ちなみに1年生、2年生にも全部1人1台の端末で整備されているということなんですけれども、1年生、2年生の使用頻度というか、どのようなもので使っているのか。それを教えてもらっていいですか。

副参事兼指導室長 1年生、2年生に関しましては、ローマ字入力はまだ習っていないものですから、例えば写真を撮って保存をするとか、あとは読んだ本の表紙を撮って、自分がどれぐらい本を読んだか、そういった蓄積をしております。また、手書き入力のできまので、授業によってはICTを活用して、子供の意見をタブレットに入れて発表する、そういった使い方しております。

渡邊委員 いや、1年生、2年生でも高度なことも教えるんだと思うんですけど、そもそもここまでiPadを使ってやる必要があるものなのかなというのがちょっと疑問に思うんですけども。

学校教育課長 こちらのそもそも令和3年度に1人1台というような整備になった背景には、国のGIGAスクール構想というふうなところがございまして、国において、国を挙げて、そういったICTの教育を進めるといような背景がございまして、それに向けての国のほうでも財政的な支援もありましたというふうなところもありますので、本市においても、国の施策にのっとった形で進めてきたというふうなところがございます。

以上です。

渡邊委員 当初の整備は確かに国の補助金が大量に入ったので、それはそれで分かるんですよ。次、今回整備するものというのは国の補助金は入ってこないでしょうし、若干の県の補助金は入ってくるかとは思いますが。その段階なので、本来だったらきちんと精査をするべきじゃないのかなと。本当にそこまで必要なのか、必要じゃないものまで整備するのかどうかというのは、きちんと整理するべきなのかなと思います。

中学生は当然、1年生から3年生まで使ってもらうのは分かるんですが、小学生については、やっぱりそこは精査が必要なのかな。来年度予算になるでしょうから、そこまでにきちんと整理をした上で予算の計上をするのがいいのじゃないのかなと思いますので、これは要望としてお伝えをしておきます。

あともう一点確認したいんですけども、今回、県の補助金が入っているんですけども、教育整備事業、3分の2が補助金だよというふうに書かれてはいるんですけども、主要事業説明書のほうです。これってどの事業分に対しての3分の2が補助なんですか。額で見ると1,723万3,000円しか入っていないんで、大分少ないと思うんですけども、ここを教えてくださいいいですか。

学校教育課長 こちらもタブレットのほう、今、委員のほうでも触れましたけれども、購入、更新についての補助というものが入りますので、その分が3分の2ということで、今回計上している分の470台分について、上限5万5,000円の基準額の3分の2というふうなところで歳入を計上しているところがございます。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

やっぱり最初入れるときには国の補助金が入ってくるけれども、引き続きこれを維持していくのには、相当、市の負担が大きくなっていくんだなというのが気になるところです。分かりました。ありがとうございます。ぜひ検討のほうをお願いいたします。

君嶋委員 今、渡邊委員からも話があったタブレットなんですけれども、私は今、ちょうど小学1、2年生の低学年の方、家で自分ちの孫を見えていますけれども、今、感染症の病気等、新型コロナウイルスもそうですけれども、インフルエンザもそうで、学校を休むときに、兄弟がとか家族がなると、もう全員学校に登校できないんですよ。学校へ行っただけ勉強したくても、そこができないときには、タブレットを使って子供たちは学校とやり取りしながらやっているということを私は見ているので、やはりこれも必要だと思う

んです。今、子育て、子供の教育に力を入れるときには、やはり子供たちがどこでも授業を受けられる、そういう環境づくりも私は必要だと思うんで、そこはきちんと継続したほうがよろしいかと私は思っています。

もう一点、ちょっと私は別件になるんですけども、147ページのスクールバス運行事業についてお聞きしたい点があります。それについては結構予算も使っていますけれども、この運行状況、あと、何名の子供たちが利用しているか、これ後で、数字で結構ですので、教えていただければと思います。今これ聞いてどうだということじゃなくて、どれだけの子供たちが利用しているのかということで、その数字、後で出してください。お願いいたします。

委員長 課長、今出ますか。

学校教育課長 人数ですと、今お伝えできますので。

横堀小学校ですと、今現在44人が使っております。芳野小学校につきましては、こちらは今、スクールタクシーでございますけれども、こちらは35人が利用しております。

以上です。

君嶋委員 横堀小は44名ということは、バス1台、大型で移動ですね、動いているのは。あと、スクールタクシーについては35名というと、何台ぐらいタクシーが動いているのかちょっとお伺いいたします。

学校教育課長 横堀小学校につきましても2ルートありますので、バスのほうは2台で運行しているところです。

タクシーのほうは6台が稼働しております、ワゴン車タイプからセダンタイプまで何台かずつというようなところで稼働しております。

以上です。

君嶋委員 了解しました。

花島委員 タブレットの利用についてお伺いしたいんですけども、私が懸念するのは、使い過ぎによる目への障がいとかなんですが、その辺の実態調査はやっているんでしょうか。

学校教育課長 使い過ぎというよりは、視力検査の結果のほうでどうかというようなところなんですけれども、県なんかの平均よりは、視力が悪い子の率は若干下回っているというような状況がございます。あと、使用后、例えば30分に1回は目を休めましょうというような指導というようなところで配慮しているというのが現状でございます。

以上です。

花島委員 何かあまり気に留めていないような気がするんですけども、目を休める程度で済む話だとは思えないんですね。大体、授業でどのくらいの割合で画面を見ていることになるんですか、パーセントでお願いします。

副参事兼指導室長 はっきりパーセントというのはなかなか申し上げにくいんですけども、ずっと見ているという場面はそんなには多くないと思います。結局、教科書、ノートと

併用して使っているものですので、タブレットの画面を凝視しているというのはそんな
にないと思っております。

花島委員 1回ごとはそれは大したことないかもしれないですけども、授業でかなり高い頻
度で使うとなると、トータルの1日の時間というのは大きくなると思うんですね。そ
の辺、何かもうちょっと気を配っていただきたいと思います。タブレットの利用はいい
ことばかりじゃないと思っています。意見です。

委員長 続いていきます。9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費につ
いて説明を求めます。

学校教育課長 152ページでございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費2億3,686万4,000円、前年度比1,129万
6,000円の減です。中学校の施設管理や整備に係るものが主な事業でございます。

減額の主な理由でございますけれども、154ページの中学校施設整備事業において、令
和7年度の工事請負費の計上額よりも8年度の計上額のほうが低くなっているというよ
うなところが要因でございます。

中学校施設整備事業におきましては、7年度に続きまして、特別教室への空調の設置工
事、また、プールの解体の工事費を計上しております。空調設置に係る予算につきまし
ては、先ほど来、小学校費でも触れましたように、7年度も国の補正予算に対応しまし
て、前倒しで計上させていただいているところでございます。こちらの中学校のほうは、
先ほどもちょっと触れましたが、一中と瓜連中の各1校には配置を予定です。プールの
解体につきましては、第二中学校と第三中学校のほうを予定しているところでございま
す。

続きまして、154ページの下段でございます。

2目教育振興費2億737万6,000円、前年度比1億3,538万2,000円の増でございます。

主な増の理由でございますけれども、154ページの一番下のほうでございます。教育用
コンピューター管理事業におきまして、これも、先ほど触れましたけれども、タブレッ
ト端末の更新による計上しているものによるものでございます。8年度に、中学校につ
きましては生徒全員分の端末の入替えを予定しております。

また、主な事業としましては、その1つ上でございます就学奨励事業、こちらのほうは
小学校と同様に経済的理由によって就学が困難な生徒についての学用品等の必要な支援
を行っているところでございます。

中学校費の説明につきましては以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

渡邊委員 ちょっと先ほどの補正予算の件から絡んでくるんですけども、先ほど補正予算の
ほうで、空調の設備工事は一中が終わっているという話だったんで、一中のほうを施工
しているということでもよろしかったんですけど。

学校教育課長 中学校の特別教室は、全中学校、音楽室と理科室は終わっております。その他の特別教室について、8年度に施工するということをごぎいます。

渡邊委員 分かりました。

じゃ今年度から一中、瓜連中、10年度までの予定で進めていくということによろしいですね。

学校教育課長 そのとおりです。

渡邊委員 では、プールの解体事業というのは、これ今年度やらなきゃならない工事なんですよか。

学校教育課長 解体のほうにつきましては、財源的なところもちょっと絡んでくるんですけども、起債に当たるのが年次的な制限というのがございまして、必ずしもということではございせんけれども、そういう意味で有利な財源を使用するということで、8年度に計上しているところをごぎいます。

以上です。

渡邊委員 これもやはり財政的な理由ということですね。何かこれやるんだったら空調整備してくれというのが素直な気持ちなんですけれども。変な話、プールは今年やらなくても、残しておいても特に影響はないのかなと思うんですよね。要は、子供たちが危険な状態、きちんと入らないようにすればいいのかなと思いますんで。今までずっとこれも置いてあったものですよ、使っていたか使っていないかは別にしても。となれば、管理というのはそれほど変わらないのかなと思うんですよね。それが1年、2年延びたところで、今、ただ単に有利だからというのでやるべきなのかな。だったら、有利じゃなくても環境も変えた方がいいのじゃないかと思うのは私だけなのかな。すみません、独り言かもしれません。

副委員長 すみません、1点。先ほど小学校のところでも同じなんですけれども、空調設備の工事ですけれども、基本的に特別教室に設置することに関しては、私もいいことだと思いますので、やっていただければと思うんですが、それに伴って、順次、全ての各小中学校につくと思うんですけれども、ランニングコストというのがこれからどれぐらい増えるかというのは試算されていたりするんですか。

学校教育課長 具体的な電気料までの試算というところまでは行っておりません。すみません。以上です。

副委員長 現時点でエアコンが各教室にはついているかと思うんですけれども、それに伴って特別教室についた状態で、ある程度、教室数の比較もあるかもしれませんけれども、おおよそ大体どれぐらいランニングコストは増えるんだろうかなというのは、読みとしてはあるのかなと思ってお伺いしたんですけれども、どれぐらいの規模でこれがコストとして乗っかってくるのかというところがちょっと気になってお聞きしたんですけれども、分かれば後でも結構ですけれども、教えていただければと思います。

以上です。

原田委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、148ページの先ほどの教育用コンピューター管理事業と154ページの教育用コンピューター管理事業って、どういう違いがあるのでしょうか。

(複数の発言あり)

原田委員 すみませんでした。

じゃちょっと違うことで、154ページの部活動地域展開推進事業のところ、部活動の地域移行かなと思うんですけども、これ今、那珂市の現状ってどういう状況か教えていただきたいです。

学校教育課長 昨年度、6年度に野球部のほうで試行的に始まりまして、今年度は剣道部を月2回ほど学校での活動は休止しまして、地域の剣道の道場がございますので、そちら5つほどご協力いただいております、こちら参加は任意でございまして、そちらに参加のほうを促しているというところでございまして。来年度につきましても引き続きそちらの種目と、あとは、今度はテニス部も同じような感じで進めていければなというところで予定をしているところでございまして。

以上です。

原田委員 ありがとうございます。

野球部と剣道部とテニス部というのが来年度かなと思うんですけども、それぞれの場所について教えていただいているのか、活動場所。

学校教育課長 野球部につきましては総合公園と、あと、都合によって学校のグラウンドを使っている場合がございます。剣道部のほうは、各中学校のところと、あと小学校の体育館を使っているところがございまして。テニス部についてはまだ決定までは至っておりませんが、神崎グラウンドで今、活動していただいているものをベースにしたいというふうに思っております、神崎グラウンドと、あと、場合によっては学校のテニスコート、そういったところを拠点にしようかなというふうに思っております。

以上です。

原田委員 ありがとうございます。

剣道なんかでいうと、多分輪番とかになるのかなと思うんですけども、野球、剣道のあたりで、地域移行にしたことによって、どうなんですかね、人数、入っている人数を教えてください。

学校教育課長 剣道は輪番というか、同時に土曜日あたりに、時間帯は若干異なりますけれども、今週はこの道場というわけではなくて、それぞれやっている道場に任意の、行きたいところに行っていただくというようなスタイルと言ったほうがよろしいかもしれません。

あと、人数のほう、野球ですと大体6割ぐらいの部員が行っていると、剣道も若干そ

れよりも多いぐらいかなとは思いますが、道場にそもそも所属してやっているという生徒もおりますので、率的には剣道のほうが高くなっているかなと思います。

以上です。

委員長 続きまして、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 157ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費1億545万4,000円、前年度比1,197万6,000円の減です。

主な理由でございますが、職員人件費について、職員の育児休暇対応の会計年度職員の減によるものでございます。そのほかにつきましては、幼稚園の管理運営に係る予算となっております。前年と大きく変わるところはございません。

幼稚園費につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理費について説明を求めます。

学校教育課長 ページ飛びまして171ページとなります。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費5億1,474万6,000円、前年度比1億4,490万4,000円の減でございます。学校給食センターの管理運営に係る予算となっております。

主な減額の理由でございますが、173ページの給食センター施設整備事業におきまして、令和7年度はボイラーの更新に係る経費、こちらが大きい額でございましたけれども、そちらのほうを計上しておりましたが、そちらの更新が完了したというところで、大きな減額となっているところでございます。

学校給食につきましては、国において保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援としまして、令和8年4月から学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食の無償化でございますけれども、こちらの対策を講じることとされました。現段階では公立の小学校のみが対象で、中学校は対象外となっております。この支援策を受けまして、本市におきましても小学生の給食費につきましては無償といたします。中学生、教職員等は、これまでどおり給食費を徴収いたします。

市町村に交付される基準額でございますけれども、児童1人につき月額5,200円となっております。本市への交付金額でございますが、児童の想定人数で換算しますと、1億4,200万円ほどを想定しております。こちらの金額の予算への計上でございますけれども、172ページの給食センター運営事業の中の10節需用費の中の賄材料費に含んでおります。歳入につきましては、県補助金のほうに計上しております。

また、173ページでございます。

いい那珂子育て給食費支援事業ですが、こちらは昨今の物価高騰の影響による食材料費の高騰への対応としまして、児童生徒の給食費については負担を抑えるために、市で児童生徒1人当たり月額1,500円を補助しているものでございます。こちらにつきましては、中学生につきましては引き続き月額1,500円の補助を継続いたします。

小学生ですが、国の支援策で現在の給食費4,300円を900円上回ります5,200円が交付されることとなりますけれども、市のほうの支援額1,500円から差し引きますと600円分不足が生じますので、この不足分につきましては、こちらの事業の中で引き続き市が補助してまいります。

また、ここで、予算とは直接関わりございませんけれども、始業式と新入学の1年生の給食の提供開始日につきまして、8年度から変更点がございますので、ご説明させていただきます。

まず、始業式の日程についての変更です。現在、小中学校及び市立幼稚園では全て4月6日が始業式となっているところです。学校では3月末までは、年度末の事務や教室環境等の整理を行いまして、4月1日からは人事異動や新規採用の職員が着任しまして、新体制で新年度の準備を進めております。

しかしながら、その準備期間が、8年度ですと平日が3日間というふうなところで、短い状況でございます。また、近隣市町村でもこちらのほうを変更する動きがございまして、そちらの状況も参考としまして、試行としまして始業式を1日遅らせまして、4月7日とすることとしております。こちらのほうで3年間は試行していきたいと考えております。

また、新1年生の給食提供日についてですが、例年4月15日から開始していたところでございます。しかしながら、共働き世帯が増えているというような状況もありまして、この給食の提供開始日を早めることができないかなというような要望もございましたので、段階的に、その開始日のほうを早めることとしたいというふうに考えております。

8年度につきましては、4月13日から開始をしたいというふうに考えております。さらに9年度と10年度は1日ずつ前倒ししまして、10年度からは、入学式の翌日から提供が開始できるようにというところで考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

もう一回、ちょっと今よく分からなかったもので、お聞きしたいなと思ったんですけれども、これ実質、小学校は無料になるということですのでよろしいですか。

学校教育課長 無料でございます。

委員長 それによって、今まで負担していた6,185万9,000円というのが、差額を引いて、今度は那珂市の負担分として一般財源で3,638万6,000円ということですのでよろしいですよ。

学校教育課長 そのとおりでございます。

以上です。

委員長 これ前回、教育厚生常任委員会のほうでおいしい給食、お願いした経緯がございますんで、これ1人当たりの単価というのは、同じものをキープしての考えなのか、ちょっと今上がってきていますよね、物の値段ね。これ予算減らしちゃって、ちょっと給食の質が……、もうちょっと高くしてほしいとお願いしていた分で、これだけ予算減らしちゃうと何かきついんじゃないかなとこっち側として考えちゃうんですが、その点どうでしょう。

学校教育課長 昨年度から1,500円を市費のほうからということで予算のほう、この事業で援助をし始めたところで、今年度の状況、値上げもありましたけれども、その中でやりくりできる部分というところが今年度は見えてきているところがございます、無償化に伴って、国からも支援のほうを受けられますけれども、食材にかける総額的には変えずに、質を落とすことないようというところはもちろんでございますけれども、そういったところで財源のみ今回は入替えをして、引き続き不足の部分について、市費のほうから継続で支援をしていくというところで考えているところがございます。

以上です。

委員長 今、センター長おられますけれども、結構大変な状況でやられているというのを現実的に見ましたんで、値段かなり抑えて一生懸命提供してくれているのは分かるんですけども、やっぱり国の補助がついたんであれば、少しもうちょっと子供たちにもっと、もうちょっと、おいしいものを、おいしいのは出していただいているんですけども、もう一品何か出してあげられるような、ちょっとそういうのを考えていただきたいなと思ってお願いしておきます。

以上です。

原田委員 予算のところじゃなくて、最後の1年生の給食開始のところなんですけれども、令和10年度から、入学式の翌日から給食開始ということかと思うんですけども、これ結構ですね、現場とか、特に1年生の担任の先生は大変かなと思うんですが、その辺、校長会とかでも共通理解を図ってという状況で進んでいるのか伺います。

学校教育課長 校長会のほうにも、こういった前倒ししていくような流れでも、現場の対応として大丈夫なのかというのは当然協議しながらというところがございます、1日ずつですね、そのために一気にということではなく進めるというところでご理解をいただいているところです。

近隣の状況を見ましても、入学式の翌日から提供しているというところもございますので、那珂市のほうもそれに向けてというところで進めていきたいなというふうには思っております。

以上です。

委員長 ほかなければ質疑を終結いたします。

以上で学校教育課所管部分を終了いたします。再開を11時半でよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時19分）

再開（午前11時30分）

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（生涯学習課所管部分）を議題といたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の平野です。ほか9名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

予算書159ページをお開きください。

なお、主要事業説明書については114ページから119ページまでが生涯学習課所管事業となっております。

下段になります。

款、項、目、予算額の順に説明いたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費2億3,479万1,000円、632万1,000円の減となります。こちらは主に社会教育委員の会議や二十歳の集いの開催に係る経費及び家庭教育支援に関する予算となります。減額の主な理由は、職員人件費の減となります。

次に、162ページをご覧ください。

2目公民館費9,246万4,000円、890万9,000円の増となります。こちらは中央公民館の管理運営に関する予算です。増額の主な理由は、公民館施設整備事業において、公民館の改修に係る基本設計業務の委託料を計上したことによるものです。

予定している改修の内容は、内部については老朽化した設備機器等の更新やエレベーターの設置、照明のLED化、ホール等の天井の耐震化、行政事務室への改修など、外部につきましては、屋上の防水改修や外壁改修などになります。令和8年度に基本設計、9年度に実施設計、10年度、11年度に工事を行う予定です。

次に、164ページをご覧ください。

3目青少年対策費630万7,000円、6万5,000円の減となります。こちらは青少年相談員の設置やふるさと教室開設などの予算となります。

次に、165ページをご覧ください。

4目歴史民俗資料館費3,940万9,000円、390万1,000円の増となります。こちらは歴史民俗資料館の管理運営に関する予算や特別展開催に関する予算を計上しております。増額の主な理由は、職員人件費の増となります。

次に、166ページをご覧ください。

5目文化財保護費740万5,000円、2,669万円の減となります。こちらは主に文化財保護審議会の運営費や額田城跡の維持管理費などに関する予算を計上しております。

減額の主な理由は、額田城跡整備事業における額田城本丸の試掘確認調査委託料の減です。調査のほうは現地の状況を確認しながら進める必要があるため、有識者と検討した結果、令和8年度に予算を繰り越し、進めることとなっております。

続きまして、167ページ、中段をご覧ください。

6目市史編さん費109万1,000円、82万8,000円の増となります。こちらは市史編さんの調査等に必要の予算を計上しております。

増額の主な理由は、市史編さん委員設置事業において、今後予定している那珂市史自然編の刊行に向け、市史編さん委員を増員することによる報酬費等の増となります。

次に、下段になります。

7目図書館費9,870万4,000円、1,264万7,000円の増となります。こちらは図書館の管理運営に関する予算となります。

増額の主な理由は、図書館運営事業において、らぼーる図書室の電算化や電子図書館導入に係る費用を計上したことによるものでございます。

5項社会教育費については以上でございまして、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

渡邊委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、予算書163ページ、公民館費の学級講座開設事業、ちょっとお聞きしたいんですけども、これは年々、教室数も利用者数も増えているというふうに読み取れるんですけども、これは間違いのないことではないんですか。

生涯学習課長 今年度の利用者数のほうはまだ出ていないんですが、講座数のほうは増えておりまして、受講者数のほうも増えております。

渡邊委員 これは要望等があって増えているというようなものもあるんですか。

生涯学習課長 ニーズのほうがございますので、増やしております。

渡邊委員 すみません、以前からの説明の中では中央公民館の利用者数とか講座数も減ってきているというふうに認識していたんですが、ちょっと認識と違うなと思うんですよ。こ

れって何といたらいいのかな、というと、さらに教室数を増やしてくれという要望も今のところあるんですか。

生涯学習課長 さらにという要望は今のところはございません。

渡邊委員 というと、この教室数ぐらいが今のところ頭打ちで、今後推移していくということでもよろしいですかね。分かりました。

続きまして、公民館費の中の公民館施設整備事業なんですけれども、こちら一応、新規事業ということとは理解しているんですが、主要事業説明書のほうはちょっとなかったもので、中身がよく分からなかったのもあったので、これっていうのは提出してもらうことは可能ですか。

生涯学習課長 全事業について作成しておりますので、今作成しているものでよろしければ提出のほうは可能でございます。

渡邊委員 じゃこちらもちょっと見せていただきたいなと思います。手元に同じものは持っているということですね。

説明の中で、中央公民館の改修事業についての話は分かったんですけども、今回基本設計という話だったんですが、これは前段いろんなところで質問をもらっている行政機能の移転の基本設計の中に含まれるという解釈でよろしいんですか。

委員長 その前に1点、先ほどの主要事業説明書、これは討論前に頂きたいのか、採決前に頂きたいのか、その時期をお願いしたいと思います。

渡邊委員 今どこまで、手元に用意できて配れる状況になっているのかどうか。

生涯学習課長 ご用意しておりますので、すぐ提出は可能でございます。

委員長 じゃ提出していただいて。

渡邊委員 この場で配付してもらってもいいですか。

委員長 紙でありますか。

生涯学習課長 紙ではございません。

委員長 じゃ説明でできますか。じゃ先に説明していただいちゃってよろしいですか、今の質問はちょっと置いておいてもらって。

課長のほうから、主要事業説明をお願いいたします。

生涯学習課長 先ほどの説明の中のものと同じになってしまうんですけども、よろしいでしょうか。

委員長 紙で提出できますか。

(複数の発言あり)

委員長 データでいただきますんで、出せるのであれば。討論の前に出せますか。お願いします。

あと、続いての質問をよろしく申し上げます。

生涯学習課長 行政事務室の改修ということですが、基本設計の今回の予算の中に含まれてお

ります。

渡邊委員 概算の事業費というのは、前回の質問の中で11億円というのは、全体の事業は分かっていたんですけども、中央公民館の改修分の予算が幾らで、行政部分の改修部分が幾らというのは大まかつかんでいるんですか。

生涯学習課長 工事費11億円のうち、約1億5,000万円が行政改修の部分になります。

原田委員 何かの間お聞きしたときは、その1.5億円が行政事務室の改修とおっしゃっていた、その前のとき、トータルの工事費が4億円でしたっけ、違うか、7億円……のときの1.5億円だったと思うんですけども、前回の全員協議会で聞いたときは11億円掛ける前回の割合で見積もるのがいいのかなみたいなお答えだったと思うんですけども、どうなんでしょうかね。

生涯学習課長 11億円のうち行政事務室の利用分としまして約15%ほどかかるということで、その11億円の中の15%で約1億5,000万円という試算になっております。

委員長 ほかがございませんか。

渡邊委員 すみません、それは何かによって按分、それとも積み上げた金額で按分なのか、面積で按分なのか、それちょっと教えてもらっていいですか。

生涯学習課長 延べ床面積で計算しております。

委員長 ほかがございませんか。

私から1つお願いというか質問なんですが、歴史民俗資料館、特別展を行っているということですが、今これ来場者数ってどのくらいですかね。特別展の来場者数も教えていただきたいんですけども、分けて。

生涯学習課長 今年度の1月現在の来館者数ですが、2,553人です。うち企画展の来場者数が1,629人となっております。

委員長 ありがとうございます。

原田委員 中央公民館の大規模改修のほうにちょっと戻らせてもらうんですけども、そうすると、事務室の改修を除いた中央公民館の長寿命化の改修については、もともと概算費用3億3,000万円ぐらい見積もっていたところが9億円ぐらいになったという認識でよろしいですか。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長 なければ、次進めます。

続きまして、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、169ページをお開きください。

下段になります。

9款教育費、6項保健体育費のうち、生涯学習課所管分の説明をいたします。

1目保健体育総務費2,838万1,000円、203万4,000円の増となります。こちらはスポー

ツ推進委員の設置やスポーツ教室開設などの予算を計上しております。

増額の主な理由は、スポーツ教室開設事業において、人件費高騰による水泳教室の講師謝礼やスポーツ教室の業務委託料の増によるものです。

次に、173ページをご覧ください。

3目体育施設費5,664万5,000円、1,441万1,000円の減です。こちらはスポーツ推進室が管理する市内各体育施設の管理費の予算になります。

減額の主な理由は、体育施設整備事業で、神崎グラウンドのテニスコート整備事業が完了したことによるものです。令和8年度は、神崎グラウンドの屋外トイレの改修工事を行うため、工事請負費を計上しております。

続きまして、174ページをご覧ください。

4目総合公園費2億2,606万1,000円、7,418万7,000円の減となります。こちらは那珂総合公園の管理運営に関する予算です。

減額の主な理由ですが、総合公園施設改修事業で、総合公園の空調設備の改修工事が完了したことによるものです。令和8年度は、屋外トイレを洋式へ改修するため、工事請負費を計上しております。

6項保健体育費については以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませうか。

渡邊委員 スポーツ教室開設事業なんですけれども、これも中央公民館と同じような質問になってしまうんですが、これも今、教室を新たに増やしてくれとかという要望ってあるんですか。

スポーツ推進室長補佐 お答えします。

やはり人気がある教室に関しましては、増やしてほしいという要望はございませう。

以上でございませう。

渡邊委員 ちなみに、実際これ予算のほうはほぼ使用料というか、料金で賄って、ほぼ市の財源から支出していないような計上になっていますけれども、そうすると、物理的な問題も含めて、要望どおりに増やすことは可能なんですか。結局、お金のほうには市の負担は全然かかっていないんで、そのまま増やすこともできそうなので、あとは物理的にできるかどうかなんですけれども。

スポーツ推進室長補佐 お答えします。

実際問題としまして、プールの使用とか、それから体育館の使用ということになりますと、時間的な制約があるとか、あとはほかの団体との兼ね合いもありまして、今使っているのが目いっぱいというのが現状となります。

以上です。

渡邊委員 もうちょっと細かく聞きたいんですけれども、その要望が多いのは、プールとか体

育館を使っているようなもので、例えばヨガとかストレッチというようなものはさほどの要望はないという解釈でいいんですか。

スポーツ推進室長補佐 お答えします。

言葉が足りなくて大変申し訳ございません。ヨガに関しましては、基本的には体育館というよりはサブアリーナというところを使っておりますので、そこはやはり施設のほかの利用もありますので、これ以上こま数を増やすのは難しいということです。あと、一番人気があるのがピラティスという水泳の、プールのほうでやる事業なんですけれども、こちらは令和8年度に関しましては、今まで1つの事業だったのを2つに増やして実施していこうと。ただ、こま数が少ないため、開始する時間を、ちょうどお昼の時間になってしまうんですけれども、その部分を利用して講師のほうに依頼をさせてもらって開催するというような手だてを使って開催しております。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

やはり人気のあるのはプールとかなんかもあるんですね。

先ほど言ったヨガとかなんかのサブアリーナで使っているもの、これもちょっとこま数が取れないよという話なんですけれども、先ほどの中央公民館と絡むんですけれども、これだったら中央公民館の集会ホール使ってもできるんじゃないかなとか。事業が違うのはわかります。ただ、教室として可能ではないのかなと思いますので、もしその要望、ニーズがあるんだったらば、そういう検討もされてはいいのかなと思います。これちょっと意見です。

委員長 ほかございませんか。

花島委員 今気がついたんですけれども、総合体育館のプールの平日の利用ってどのくらいなんでしょうか。

スポーツ推進室長補佐 お答えします。

令和7年度なんですけれども、令和8年1月末現在で約2万6,000人になっております。

花島委員 それは平日の利用ですか。私、平日についてだけ聞きたいんですが。

スポーツ推進室長補佐 申し訳ございません。平日ではなくて、全体の利用として出しております。土日を抜いた平日だけの集計というのは今していないので、ここでは今、お答えできないと思いますので、申し訳ございません。

花島委員 学校のプールが使えない状態ですね、今。それで民間の教室や何か行っていると思うんですけれども、それを総合体育館のプールを使うという使い方はできるんでしょうか、できないんでしょうか、難しいんでしょうか。

スポーツ推進室長補佐 現在、複数の小中学校のほうで、総合公園のプールを利用して学校の水泳教室のほうをやっております。

花島委員 複数というのは何校くらいでしょうか。

スポーツ推進室長補佐 申し訳ございません。正確などこの学校というのは今手持ちがないので、後でお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

花島委員 分かりました。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で、生涯学習課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。お疲れさまでした。

休憩（午前11時52分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

午前中に資料の提出依頼のあった主要事業説明書は、執行部よりデータの提出があったため、サイドブックに掲載しましたので、お知らせいたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第3号をご覧ください。

議案第3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としましては、令和8年6月施行されます予防接種法の一部改正によりまして、定期予防接種データベースのほうを整備されまして、その中にデータ登録が行われることになっております。そちらに伴いまして、市で独自で実施しております任意接種につきましてもデータ登録ができるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、個人番号を利用するため、本条例の一部を改正するものです。

2ページに改正条文、3ページには新旧対照表を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、4ページをご覧ください。

改正の理由になりますけれども、先ほどもご説明をさせていただきました提案理由と同じになっております。市で実施します任意予防接種につきましても、国が整備する予防接種データベースへのデータ登録ができるように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定によりまして、個人番号を利用するために、本条例に必要事項を追加するものとなっております。

追加する部分につきましては、本則、別表第1、第4条関係、個人番号の独自利用のできる事務、こちらのほうに那珂市任意予防接種費用助成事業実施要綱による予防接種の実施、予防接種費用の徴収に関する事務で、規則で定めるもの、こちらを追加するものです。

さらに別表第2、第6条関係、個人番号を利用して市内連携ができる独自利用事務、こちらのほうに任意予防接種費用の徴収に関する事務で規則に定めるものを追加しまして、特定個人情報に、（1）生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係条項で規則に定めるもの及び（2）生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報で規則に定めるもの、こちらのほうを追加するものです。

施行期日のほうは、令和8年6月1日からとしております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（健康推進課所管部分）を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2目予防費、3目健康推進事業費について説明を求めます。

健康推進課長 引き続き健康推進課です。よろしく願いいたします。

それでは、予算書96ページをお開き願います。

主要事業説明書につきましては、61ページから65ページまでが健康推進課所管事業となっております。

それでは、予算書96ページ中段をご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明をいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億4,305万6,000円、前年度と比較しまして1,046万1,000円の増額となっております。こちらは献血推進事業、休日診療委託事業、総合保健福祉センター管理事業等の事業予算となっております。

今回増額の主な理由につきましては、97ページにあります総合保健福祉センター管理事業、こちらにおきまして、指定管理委託料のほうが前回と比較をいたしまして増額となっているものになっております。

続きまして、予算書98ページをご覧ください。

2目予防費、本年度予算額2億1,903万8,000円、前年度と比較しまして1,505万円の増額となっております。こちらは予防接種事業、妊産婦や乳幼児の健康診査、健康相談事業、妊活医療費助成事業等がございます。

増額の主な理由としましては、予防接種事業におきまして、定期予防接種にRSウイルス予防接種、こちらが追加されることとなっておりますので、そちらにかかる経費と、幼児健康診査事業におきまして、5歳児健診を実施することに伴う経費の増額となっております。

予防接種事業につきましては、主要事業説明書62ページがございますので、ご覧ください。

令和8年4月からRSウイルス予防接種のほうが定期接種化されることに伴いまして追加をしております。定期予防接種の一覧表の下から数えて5段目のところに追加をされております。RSウイルスにつきましては、母子免疫ワクチンと言われるもので、妊婦が接種することで、母体内でつくられた抗体のほうが胎盤を通じまして胎児に移行することによって、生後間もない乳児からRSウイルスの感染症を予防することができると言われております。

次に、主要事業説明書64ページをご覧ください。

幼児健康診査事業になります。

幼児健康診査事業につきましては、これまでの1歳6か月児・3歳児健診に加えまして、5歳児健診のほうを実施してまいります。5歳児健診は、国の少子化対策により実施が推進されておきまして、現在、県内でも9市町村で実施をしておきまして、来年度、令和8年度からは那珂市を含めて新たに20市町村が実施を開始することを予定しております。

5歳児健診につきましては、幼児の言語の理解能力ですとか、社会性の高まりがある時期ですので、発達障がい認知されやすい満5歳を対象に、子供の特性に気づき、特性に合わせた支援につなげるとともに、生活習慣などの育児に関する指導のほうを行いな

がら、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的としております。

実施体制としましては、そちらの中ほどに記載してありますとおり、2段階方式としております。まず1段階目としまして、保護者からの問診、そちらをいたします。また、それに加えて保育所、幼稚園等、就園先でのふだんの様子、お友達の関係とかいろいろな理解度、そういった様子を活用しまして、総合的にお子さんの成長や発達についての課題を明らかにいたします。その結果に基づきまして、2段階目として、健診、相談を実施する予定で下ります。

健診実施後につきましては、就園先の施設等とも情報共有を行いまして、お子さんの特性に応じて、必要時にはこども発達相談センター、そちらのほうとの連携をしながら必要な支援を実施していくこととしております。

続きまして、予算書100ページ、ご覧ください。

中段になります。

3目健康増進事業費、本年度予算額5,336万4,000円、前年度と比較いたしまして1万6,000円の増額となっております。こちらは、疾病の早期発見や健康の保持・増進を図るための健康相談、各種健診事業、がん検診推進事業、地域自殺対策強化事業等がございます。こちらは前年度と大きく変わる点はございません。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑ございませんか。

渡邊委員 すみません、予算書98ページなんですけれども、あと、主要事業説明書では62ページになります。

県支出金が1,000円というふうになっておるんですけれども、これって下のほうの歳入科目の部分の説明では、補助が4分の3と書かれているんですが、この額の差というのは、確定していないから1,000円の計上になっているということでしょうか。

健康推進課長 こちらにつきましては、予防接種の健康被害、そちらが出たときに支給されるお金になっておりまして、県を通じまして4分の3が国庫のほうから出ます。4分の1を市のほうからの支出といたしますので、毎年これあるわけではないんですが、形式計上として予算書のほうには上げさせていただいております。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

もう1点ちょっとお聞きしたいんですけれども、子宮頸がんのキャッチアップの部分が令和7年度で終了するということが書かれているんですが、これって今、未接種という方というのはどのぐらいの数把握されているのかなというのと、これ結局、接種を受けなかった方に対する対応策って何か、今実際に行っているものがあるのかを確認させてもらいたいんですが。

健康推進課長 子宮頸がんワクチンの接種に関しましては、キャッチアップ者のほうは、本来ですと昨年度末までで終了だったんですけども、年度後半の頃からワクチンの流通が少し滞った時期がありまして、今年度まで延長するという形になっております。

全体の接種に関しましては、もう今現在ですと30歳近くなる方までいらっしゃるの、かなり出入りがあって、前市町村でやってきている方は転入されてもうちの市町村で把握することができないので、数字の把握というのは実際にはちょっとかなり難しいものとなっております、こちらのほうでもそこまでは追い切れていないということがございます。

ただ、接種を受けていない方に関してどういった周知をするのかということに関しましては、接種はもう、時期としては終了になってしまっていますが、子宮頸がんに関しましては、二十歳以上、子宮頸がんの検診がございます。二十歳の子に関しましては、最初でするので無料クーポンのほうを配布いたしまして、少しでも接種する機会のきっかけづくりとさせていただいて、そういった啓発をしながら、がん検診のほうの推奨もしていきたいと考えております。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

先日、鈴木議員の一般質問の中でも、予防できるがん、ワクチンで予防できるがんだよという話もありましたので、こういうことで病気になられる方を減らせればいいのかと思いますので、ぜひその辺をちょっとご努力いただければなと思います。

あともう1点、お聞きしたいんですけども、予算書99ページの妊活医療費助成事業なんですけれども、これやはり少子化対策で非常に有効な手段なのかなと思うんですけども、治療費ってどのぐらい、人によって変わるのかと思うんですけども、この額がちょっと私どもで把握、分からないので、この7万5,000円の補助金というのはどのぐらいの割合の補助をしている額になるんですかね。

健康推進課長 不妊治療につきましては、令和4年度から保険適用になりましたので、それ前は全て自己負担でやっていたものが、その当時ですと60万円とか、多い方ですと100万円近いという数字は把握しておりました。保険適用になりましたからは、保険適用の分ではなくて、それと併用して行う先進医療ということに対しての7万5,000円ということで、申請をいただいている金額の中で様々です、10万円ぐらいの方から、10万円行かない方もいらっしゃいますし、こちらで申請の中でいただいている最高で、今のところ23万円ぐらい、そういった中での補助額になっております。

渡邊委員 ありがとうございます。

なかなか費用の負担が大きい部分だと思いますので、額の増額というのも難しいとは思いますが、ちょっとご努力いただけないかなというところではあります。

私から以上です。

委員長 ほか。

じゃ私から、今の不妊治療についてもう一回お聞きしたいんですが、これ検査の場合にもこれが適用になるのかと、不妊症と判断されるまでの検査費用、結構高額なんですよね、これ。これに対する補助というのは那珂市ではやっていないのか、やっているのか、費用が含まれているのか教えてください。

健康推進課長 不妊治療に関する検査ということでよろしいでしょうか。不妊治療に関する検査の部分については、この補助には入っておりません。

委員長 では、また新たにそれは補助という形で、那珂市ではやっているのか、やっていないのか。

健康推進課長 不育症に関しては検査まで含めておりますが、不妊症につきましての検査は含めておりませんし、今のところ含める予定はございません。

委員長 ほか。

質問したい部分あったんで、一般質問でしたかったことがあったんで、後でじっくりお話を伺いにいきます。ちょっとその前段で聞いておきたかったもので、やっているのかな、やっていないのかなというのは聞きたかったんで、今伺いました。すみません。

質疑を終結いたします。

以上で健康推進課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時19分）

再開（午後1時21分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（社会福祉課所管部分）を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3目障害福祉費について説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課の猪野です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書75ページをお開きください。主要事業説明書につきましては36ページから40ページまでが社会福祉課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億6,652万円。予算書77ページ中段にございます介護長寿課所管の外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業、保険課所管の国民健康保険特別会計繰出金のほか、総務課所管の職員人件費として社会福祉課、こども課、介護長寿課、保険課に係る職員の給与、手当等を除きますと、主なもの

は、予算書77ページ中段にごございます各種団体補助事業及び同じく下段の包括的支援体制整備事業、主要事業は37ページにごございます。

なお、この事業につきましては、令和5年度に国の重層的支援体制整備事業の補助対象となり、3年が経過してございます。国から市町村に対しまして、福祉の各分野の関係機関や支援者の対応力が向上しているかどうか、関係機関等の連携構築が図られているかを着眼点として、事業の評価、検証を行うよう求められております。このため当市の地域福祉計画に記載してございます重層的支援体制整備事業実施計画について、毎年の進捗管理の機会に必要な振り返りを行ってまいりたいと考えております。

続いて、予算書79ページをご覧ください。

3目障害福祉費21億2,588万6,000円、前年比2億970万3,000円の増加の主な理由でございしますが、1つ目は、予算書80ページ下段にごございます障害福祉サービス給付事業、主要事業説明書は38ページでございします。この障害福祉サービスにつきまして、事業所の職員の賃金上昇や物価高の影響に伴う報酬改定が令和6年度中にあったところとございしますが、令和7年度は、前年度、6年度と比べまして、利用者数、利用件数ともに増加しており、この傾向が今後も継続するものと見込み、前年度に比べて大幅な増を見込んだところとございします。

2つ目は、予算書81ページ上段の地域生活支援事業、主要事業説明書は39ページでございします。この主要事業説明書の下段に掲載しておりますその他の事業、成年後見人制度利用支援につきましては、現在の利用支援は市長申立てによるものを対象としてございしますが、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、新年度からは低所得者に対する申立費用や成年後見人等への報酬助成、市長申立て以外の本人や親族申立ての場合についても利用支援の対象とする予定でございします。

また、令和8年度は、那珂市障がい者プランの改定年度であることから、この2月から3月にかけて実施しておりますアンケートをはじめとして、障がいのある方やご家族、関係団体の声を丁寧に伺いながら、必要とされるサービスや国の動向を踏まえた制度の在り方について検討を進めてまいります。

以上です。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

君嶋委員 予算書77ページ、中段、各種団体補助事業についてお伺いいたします。

その中で市遺族会として67万8,000円が計上されていますけれども、遺族会、昨年は戦没者慰霊祭等を行ったと思うんですけれども、令和8年度についてはどういう事業を行うのか、まずお聞きしたいと思います。

社会福祉課長 お答えいたします。

遺族会の行事のうち、来年度は靖国神社への参拝を計画していることとお伺いしており

ます。こちらの事業につきましては、原則として3年に一度の実施でございまして、前回実施したのが令和5年の11月頃というふうにお伺いしております。来年は靖国神社の参拝を予定しており、日程等については現在、事務局である社会福祉協議会と遺族会の理事の間で話し合い、準備を進めているというふうにお伺いしております。

以上です。

君嶋委員 3年に一度ということで、靖国神社参拝ということですが、多分これ社会福祉協議会が大体中心になってくると思うんですけれども、いろいろ課題が増えてきていると思うんですね。遺族会に高齢者が増えてきて、これ存続するかもどうするかというものいろいろ考えていかなきゃならないときになっているかと思うんですけれども、その辺でも、平和ということをお願いするために、ぜひ遺族会の存続と、あと、今後、遺族会に対しての支援はきちんと市のほうでも進めていただけるように、これだけ強く要望しておきます。お願いいたします。

委員長 ほかがございませんか。

副委員長 主要事業説明書の37ページの包括的支援体制整備事業でお伺いしたいんですけれども、3年前から始められたということで、なかなかこの事業の内容を見ると、難しい事業なのかなというところも感じておるところなんですけれども、なかなか簡単にはいかないようなものなのかなと。ただ、それぞれ効果の検証なんかを行っていくというようなお話でしたけれども、3年間を踏まえて、この相談件数の数とか、あるいは支援が完結したものがどれぐらいあるのかというところをちょっとお伺いできればと思うんですが。

社会福祉課長 お答えします。

相談件数の推移としましては、令和6年度いっぱい状況でございまして、70件の新規の相談がございまして、令和3年度以降101件、92件、101件と来て、70件というふうに若干減っているところで、落ち着きを見せているところではございまして、こちらは以前、社会福祉協議会が瓜連と菅谷と両方あり、相談を2か所で受けていたものが相談体制を菅谷の一本化したものによるダブルでの計上が少なくなったものというふうに考えておりますので、状況的には落ち着いているというよりは、同様の状態で推移しているものというふうに考えております。

また、この福祉に関しましては、どこをもってケース終結とするかについてが一つの課題となっております。福祉である分野では手を離れたとしても、またある分野では課題になった。例えば子供の分野は離れたけれども、障がいになった。障がいから離れたけれども、今度は65歳到達で高齢になったという形で、その方が亡くなったら、また次の世代で課題になったというふうに、ケースの終結をどこにするかというのが難しい問題がございまして。その見極めというのが正直言うと県内の各市町村でも、研修等で話題になっていることとございまして、これ以上悪化させないというのは当然のことながら、

つながり続けるというのも一つの支援の仕方だというふうに考えておりますので、その継続の案件につきましても、やはり例年290件から240件程度で推移しているのが現状でございますので、1回相談を受けて終結というのではなくて、切れ目のない相談、その後の支援が継続できるように、まさにそういう体制を整えていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

副委員長 ありがとうございます。

そうすると、今、相談件数だけ見るとそれなりに多い件数があるのかなという気はしているんですけども、実際、相談とか支援に関わる専門的な人材なんか不足されているのかなという、あるいは十分足りているのかというところはお聞きしたいんですけども、どうですか。

社会福祉課長 併せてお答えいたします。

こちらのふくし相談センターだけを見ますと、社会福祉協議会へ委託して、特に包括化推進委員ということで2名を配置して行っているところでございます。一方で、福祉の分野では、障がい者差別解消相談室の事業であったり、障害者虐待防止センターであったり、また、障がいというよりは生活困窮ですが、自立相談のサポートセンターであったり、生活保護者の就労支援であったり、様々な相談事業がございます。このほかにも介護長寿課、あるいはこども課等の相談等もございますので、ふくし相談センターとして実施している、この包括化推進委員は2名ですが、相談者の状況に応じて適切なこの事業を活用して行うというように、適切などころにつなぐという役目も、この重層的支援体制の考え方の一つでございますので、全体を通して、こちらが用意したスタッフに足りているかどうか、まさにそういうことを評価しなさいというのが国の趣旨なんだろうと思いますので、これからその検証とかを行っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

副委員長 分かりました。

その2名で回させているという、多少、一時的には回しているところかと思えます。なかなかその2名の方、大変なのかなという気もするんですけども、これからいろいろ検証が行われて、いろんな体制も含めて改めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

原田委員 予算書77ページの外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業の事業内容ってどういったものなのか教えていただきたいです。すいません。何でもないです、ありがとうございます。

副委員長 もう一件いいですか。

障害福祉サービス給付事業のほうについてお伺いしたいんですけども、先ほど障害福祉サービスの給付費なんかは増加傾向ということでお話を伺いました。確かにそうだなというところなんですけれども、実際のところ、この増加の大きな要因のところでお聞

きしたいんですが、利用者自体が増えているのか、あるいはその人たちの単価が大きくなっているのかという、どちらの影響が大きいですかね。

社会福祉課長 お答えします。

私どもで持っているデータだけの比較になりますが、令和5年から6年度を比べた場合ですと、報酬改定等がございますので、単価が主な原因であったというふうに決算のほうからは確認してございます。

また、6年度から7年度の現状での比較なんですけど、利用者数につきましては2%ほどの増加に対しまして、利用件数では1割弱の増加がございますので、確かに利用者数も増加しているが、1人当たりの利用件数も増加しているというような傾向が見られます。

一方で、単価の改定は7年度にはございませんでしたので、1件当たりの額についてはさほど変動がないというような形で私のほうでは把握しているところです。

副委員長 ここもいろんな分野の給付、サービスが多岐にわたっておりますので、当然ながら利用者の数も、ニーズも増えて、当然増えていく。これはなかなか減っていくような話ではないのかなというところを感じるようなところなので、そういったところは仕方ないにしても、こういう分析が重要かと思っておりますので、今後もいろいろとそういったところも注視していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 予算書94ページをご覧ください。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費1億407万1,000円。主なものは総務課所管の職員人件費として、社会福祉課生活保護担当の給料、手当等を除きますと、予算書95ページ中段の生活困窮者自立支援事業でございます。

続いて、2目扶助費5億2,988万7,000円。生活保護に係る扶助費でございます。それぞれの内訳、被保護者数等の推移は主要事業説明書40ページに記載のとおりでございます。

令和7年度は、被保護者数が320人程度で推移してございます。数年前と比べて微増傾向となっております。前年比2,374万円の増加の主な理由でございまして、令和7年度の支給状況を参考に、生活扶助費、住宅扶助費は微増、医療扶助費は同額、介護扶助費は微減をそれぞれ見込んだところではございますが、本年度は、これに加えまして追加給付といたしまして1,674万円を見込んでございます。これは平成25年度から実施した生活扶助基準改定に関しまして、令和7年6月に示された最高裁判所判決への対応を踏まえた追加給付でございまして、こちらを令和8年度から9年度にかけて重点的に実施するものでございます。

今後、各世帯ごとに当時の扶助費を再計算し、準備が出来次第、現在の保護世帯から順次、差額相当分を支給していく予定でございまして。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

原田委員 生活保護の受給に関してなんですけれども、以前お聞きしたとき、外国人世帯は1世帯だったかなと思うんですけれども、今って変わらないのか、現状をお願いします。

社会福祉課長 現時点でございますが、1世帯でございます。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

副委員長 それでは、同じく生活保護扶助費のところでお聞きしたいんですけれども、受給者数は年々増えているというところは表を見れば分かるんですけれども、一方で、自立支援なんかも当然行っているかとは思いますが、実際その数が、自立支援を行っている以上に生活保護を受ける方のほうがかなり多いから、こういう状況になっているんですか。実際ここから脱却している人というのは、自立支援の成果というか、効果というのはいったいどうなのか、どれぐらいなのかお伺いしたいです。

社会福祉課長 答えします。

生活保護廃止になる場合のケース、どのようなケースが廃止の原因となるかというもののお尋ねだと思いますが、まずその前に、那珂市の生活保護の世帯別の分類のほうからご説明いたしますと、高齢世帯が令和8年1月現在では53.2%、障がいをお持ちの方の障害世帯が12.1%、傷病世帯が15.5%、それ以外の理由のその他世帯が18.1%などとなっております。働ける年齢の方、働ける状態にある方がまず那珂市の生活保護の世帯の中のおよそ18%以下だということで、まずはこのお話をスタートさせていただければと思います。

保護の脱却での主な原因、廃止の主な原因ですが、令和6年度の実例でいいますと、廃止になった件数が38世帯ございますが、その中で死亡が19件ということで、半分を占めているところでございます。そのほか、転出が6件となっており、今お話のあった収入増等については4世帯程度がその理由となっております。

ただ、こちらの4名につきましても、これまでご自身の力だけでは年金の申請ができなかった方が私どもの福祉の支援を受けて年金を受給できるようになったとか、活用できる資産、例えばまとまった不動産が売却できたとか、相続を受けたとか、そういったケースでまとまったお金が入るケースがございます。ですので、結果的に収入増として増加した方は4名ですが、この中で自立支援を受けてなされた方は、この中の一部の方というような状態になってございますので、数名程度というふうにご理解いただければと思います。

保護の状態に至った経緯については、お一人お一人、1世帯1世帯異なりますので、その訓練をしながら、自立支援に向けた取組を行っているところですが、まずは日常生

活のリズムを取るというところからの訓練になりますので、一朝一夕に進むものではないというふうにも考えているところです。

以上です。

副委員長 なかなか厳しい現実を教えてくださいまして、ありがとうございました。そう簡単にはいかないものなのかなと思いますんで。内容のほうはよく分かりましたんで、ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時42分）

再開（午後1時44分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

議案第7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 こども課長の住谷です。ほか8名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号をご覧ください。

議案第7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、令和7年度税制改正による政令等の改正に伴い、特定扶養親族控除が新設されたことなどにより、茨城県医療福祉対策実施要領の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

2ページに改正条文、次に、3ページから7ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続いて、8ページをお開きください。

那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の概要になります。

改正の理由につきましては、先ほどご説明いたしました提案理由と同じ内容となります。

なお、この特定扶養親族控除とは、令和7年度の税制改正において新設されたもので、19歳から22歳までの大学生年代のお子さんの所得金額が年間58万円を超えても、年間123

万円までであれば一定の所得控除が受けられることになったものとなっております。

続いて、本則と改正の概要です。

第3条において、社会保険各法を医療保険各法に改めるものです。

次に、第4条第1項及び第3項において、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、または社会保険各法等を医療保険各法に改めるなど、文言の整理を行うものです。

第5条第1項及び第2項において、引用政令の一部項目に変更等があったため、文言の整理を行うものでございます。

続いて、改正条例附則です。

第1項、施行期日については、令和8年4月1日から施行となります。

第2項、経過措置としまして、この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 それでは、議案第8号をご覧ください。

議案第8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、ほかの基準府令における同種の規定に合わせた表記の見直し等があったため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、2ページをお開きください。

2ページから3ページに改正条文、次に4ページから7ページまでが新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続いて、8ページをお開きください。

那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要になります。

改正理由につきましては、先ほどご説明いたしました提案理由と同じ内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、本則等、改正の概要になります。

第5条については、規定する箇所を第2章の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準から、第1章の総則へ改めるものです。

次に、第9条については、見出しの「乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件」を「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」に改め、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるものです。この乳児等通園支援事業者を乳児等通園支援事業所へ改めるものは、第10条、第13条、第18条となっております。

また、第13条の見出しの「虐待等の防止」を「虐待等の禁止」に改め、第16条においては文言の一部を改め、第20条においては文言の一部を追加し、第22条の2においては離島その他の地域において乳児等通園支援事業を円滑に実施できるようにするため追加するものです。第27条においては、「その職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改めるものとなっております。

続いて、改正条例附則、施行期日については、公布の日から施行するとしております。

説明は以上となります。よろしくご願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

花島委員 この改定で実質的に何が変わるのでしょうか。

こども課長 大きく変わるのは、単純に言葉の使い方が違っていたというところで、それを今回、国のほうで改めたので、市の条例も改めたというところで、内容が大きく変わるというものではございません。あくまでも文言の修正になります。

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 それでは、議案第13号をご覧ください。

議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業者がその事業を行う際に遵守しなければならない基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次のページ、2ページをお開きください。

2ページから11ページまでが条文となっております。

次に、12ページから14ページまでが条例の概要となっております。

15ページの説明資料をお開きください。

この説明資料に基づきまして、今回の条例についてご説明させていただきます。

初めに、1、目的になります。

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度と言われているものになりますが、この運営に関する基準が公布され、条例で基準を定めなければならないとされました。

本条例は、令和8年度以降、乳児等のための支援給付として全国の自治体で実施される給付制度となり、乳児等通園支援事業の給付対象施設であることを確認する際の基準を市条例で定めるものとなっております。

次に、2、概要になります。

特定乳児等通園支援事業を実施する事業者は、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づいて、市が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として乳児等通園支援給付が給付されることになっております。

本条例の主な基準の対象となる事項、内容についてご説明させていただきます。

まず、第3条の利用定員に関する基準では、特定乳児等通園支援における利用定員について定めております。

次に、第4条の面談に関する基準では、初めて利用する場合には、事業者は保護者と面談し、支援の提供について同意を得ることなどについて定めております。

次に、第12条の支払いに関する基準では、特定乳児等通園支援に要する費用について

定めております。

次に、第19条の運営規程に関する基準では、事業の運営について、運営方針や職員の人数、利用料などの重要事項に関する規定について定めております。

次に、第20条の勤務体制に関する基準では、適切な支援を提供できる職員の勤務体制について定めております。

3、今後のスケジュールになります。

本条例におきましては、今回の第1回定例会に提出し、3月23日から施行予定としております。

なお、このこども誰でも通園制度は4月から実施開始となっております、今のところ実施予定の施設は5か所で実施予定を見込んでおります。

説明のほうは以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

花島委員 市内5か所で実施予定と聞いたんですが、那珂市の施設としては、予定はあるんですか。公営施設。

こども課長 市内の5か所については、公立の菅谷保育所のほか、民間で4か所の保育所で合計5か所で実施する予定となっております。

花島委員 それぞれの受入れ能力、どのくらいに想定しているんでしょうか。

こども課長 5か所合わせますとトータルで20名近くの定員枠となっております。

花島委員 そのうち菅谷保育所は。

こども課長 菅谷保育所は6名を予定しております。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(こども課所管部分)を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 それでは、議案第17号 令和8年度一般会計予算につきまして、予算書に基づ

きご説明させていただきます。

予算書の83ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては42ページとなります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

予算書83ページの下段をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費4億2,369万7,000円。医療費助成制度に係る予算となります。通常、マル福と言っておりますが、対象者は妊産婦、小児、ひとり親世帯、重度心身障がい者となりまして、医療費の負担軽減のための扶助費及びその事務等に係る予算を計上しております。前年度と比較しまして2,676万4,000円の増となっておりますが、理由といたしましては、医療機関などの受診件数の見込増に伴う扶助費の増加などによるものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、続いて、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目保育所費、4目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書の85ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては43ページから46ページまでとなります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3億2,698万1,000円。学童保育事業や児童入所施設措置事業、こども家庭センター運営事業などの予算を計上しております。前年度と比較しまして787万2,000円の増となりますが、主な理由といたしましては、予算書85ページの説明の欄の一番下にある学童保育事業、主要事業説明書ですと43ページになりますが、学童保育所のLED化に伴う修繕料の増額となっていることなどが主な理由となっております。

続いて、予算書88ページをお開きください。

2段目になります。

2目児童措置費30億7,092万4,000円。児童手当や児童扶養手当の支給に係る扶助費や事務費、また、民間保育所等で実施する児童入所事業への委託料や保育に係る各種事業に対して交付する補助金などを計上しております。前年度と比較しまして8,974万7,000円の増となりますが、その主な理由といたしましては、予算書88ページ、説明の欄の上から2番目の事業で、民間保育所等児童入所事業、主要事業説明書ですと44ページになりますが、こちらは人事院勧告による国家公務員等の給与改定に準じて、保育士等の給与の見直しが行われたことなどに伴い、公定価格というものがあるんですが、こちらが単価が増えたことに伴い、市が施設に払う委託料が増となっております。

また、先ほどご説明しました乳児等通園支援事業につきましては476万4,000円を計上しております。

続きまして、予算書89ページをお開きください。

下段になります。

3目保育所費3億6,522万5,000円。菅谷保育所及び地域子育て支援センターつぼみの管理運営などに係る予算を計上しております。前年度と比較しまして2,207万3,000円の増となりますが、その主な理由といたしましては、職員人件費におきまして、報酬や給料、職員手当等が増額となったことによるもので、先ほども別事業でご説明いたしましたが、やはり人事院勧告等に伴う給与体系に準じて職員の給与等の見直しが行われたことなどによるものでございます。

続きまして、予算書93ページをお開きください。

4目発達相談センター費263万1,000円。こども発達相談センターすまいるの運営に係る予算を計上しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

渡邊委員 すみません、予算書85ページの学童保育事業でちょっとお聞きしたいんですけども、事業説明書は43ページです。

これって定員数を超えて見込みが出ているんですけども、特に問題はないのかなど。そもそもの定員というのはおおむねとかという形で書かれている部分もあるかと思うんですけども、どの程度まで増えても大丈夫なのかなというのをお聞きしたいんですけども。

こども課長 原則はやはり定員までというところではあるんですけども、やはり毎日皆さんが利用しているわけではなくて、施設によっては、この見込み人数があるんですが、この見込み人数が毎日利用するわけではなくて、例えば五台学童保育所ですと90名のところ91人を見込んではおります。7年度の実績を見ると大体7割、8割程度の出席率ですので、1名オーバーでも十分この定員でやっていけるとは考えております。ほかの、芳野にしても、やはり定員よりオーバーはしているんですけども、毎日71人が来るというわけではないので、支援員を確保した上で運営をしているところです。

渡邊委員 これは民間も同じですよ。というのは、定員52名のときに120名というのがあるんです。これが1名、2名減ずるとかというレベルの話じゃないので、これはどういうことなのか教えてもらっていいですか。

こども課長 この52名のところ120名とあるんですが、こちらは一時利用する方も、この120名の方に含んでいるということですので、実際の定期的に利用する方もいれば、本当に週に1回とか月に数回利用する方も、この見込み人数に含んでいるということですので。やはり毎日の利用者数で見ますと、この定員レベルぐらいの利用人数となっているとい

うことは聞いております。

渡邊委員 分かりました。違法なことをしているというわけじゃないでしょうから、そこは分かりました。

ちなみに学童保育のほうは、入れなくて困っているんだよなどという声はありますか。要は、待機している方というのはいるのかなというところなんですけれども。

こども課長 本年度の令和7年度と8年度については、特に待機という方はいらっしゃいません。

副委員長 同じく学童保育事業についてちょっとお聞きしたいんですが、公立の学童保育所が令和6年10月から民間委託されたと思うんですけれども、それから1年半ぐらいたつわけですけれども、その中で委託後の状況、運営の評価とか、あるいは課題なんかが見えてきているものがあれば、分析されているものがあればちょっとお伺いしたいのですが。

こども課長 令和6年の10月から民間委託を開始して約1年半たちますが、やはり最初の頃は、やり方が変わったということで、お子さんにしても保護者にしても、支援員にしても、やはり最初戸惑いはあったかとは思いますが。支援員もおおむね公立にいた方が、大体の方が、希望を聞いた上で、こちら民間委託に移った方が大半ですので、それなりのお子さんのほうも大きな環境の変化はなくやってきているとは思いますが、公立でやっていたやり方と民間でやるやり方も変わったりしているので、最初の頃は問合せであったり、いろいろ多かったですけど、ここ最近はまだ落ち着いてきているのかなとは思っております。

何かあった場合には、その都度、民間会社からこども課のほうにも連絡があって、都度、話合いをしたり、協議をして、次からはこういうふうにやっていこうとか、連携をしながら事業はやっているところでございます。

副委員長 じゃ今のところ大きなトラブルもなく、やめちゃうわというような方も中にはいるのかいないのかちょっと分かりませんが、そういった待遇面も含めて、何かいろいろな問題点はあるのかなと思って、ちょっとお聞きしてみたんですけど、ないということでよろしいですか。

こども課長 やはり人の出入りというものはどこの世界にもあるものかなと思いますが、人材確保というところでは、公立のときよりも民間のほうがいろいろフットワークも軽く、対応できているとは思っております。

副委員長 いい面が委託してできていると、メリットのほうが大きいよということでよろしいですかね。ありがとうございます。

渡邊委員 すみません、予算書の92ページ、子育て支援センター、説明書では45ページになります。

中段に利用者数が載っているんですけれども、決算額のほうは年々増加しているのに利

用者数は年々減少しているというふうになっているんですが、これ何か理由って分析されていますか。

こども課長 利用者が今年度は減ってはいるんですけども、一応、つぼみの職員等に確認したところ、今年はやはりインフルエンザとかそういった大きな病気のはやりがあったりして利用を見合わせるお子さんがいたりとか、あとは比較的、保育所とか幼稚園に入るお子さんが、年齢が若い段階で保育所とかに入所するお子さんがいることなどによって、ちょっと利用者が減っているのかなというふうに思っております。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

ちなみに利用児と言うのかな、年齢の構成というのがどのような形になっているのかちょっと教えてもらっていいですか。

こども課長 この前アンケートを取ったときには、1歳以上2歳未満というお子さんの割合が大体半分ぐらい利用しており、あと多いところでいいますと、半年以上1歳未満とかで、大体2歳未満のお子さんの利用が多いのかなと思っております。

渡邊委員 分かりました。いろんな事業をされているのでなかなか大変だと思います。

もう1点、ちょっと確認したいんですけども、予算書の93ページ、こども発達相談センター運営事業費のほうなんですけれども、主要事業説明書の中では46ページになっているんですが、これの中段のところに、巡回発達相談11施設、訪問回数が123回と書かれているんですけども、これ毎月結構な数行かなきゃならないのかなというふうに想像してしまうんですけども、どういう状況で動いているんでしょう。

こども課長 こちらにつきましては、市内の保育所とか幼稚園のほうを訪問しているんですけども、こちら施設のほうから来てほしいという要望があったときに、施設職員であったり、その施設に通っているお子さんの保護者とかから相談に乗ってもらいたいとか、そういう希望があったときに、すまいるの職員が各施設に出向いているというところで、おおむね月1回ぐらいはやはりそういう要望があって、訪問をしている状況となっております。

渡邊委員 ありがとうございます。

ちなみにすまいるの方の配置されている人員数というのはどういうくらいになってますか。正職員と、あとは会計年度とかいろいろあるかと思うんですけども。

こども課長 正職員が3名、会計年度が8名となっております。

渡邊委員 11名の体制で、教室をやりの、相談を受け、それで訪問もしているって、これ人員的に大丈夫なんですとかというのがちょっと疑問なんですけれども。

こども課長 今の体制で何とかやっていけているというところではあるんですけども、ただ、会計年度も同じ方がずっと長くやっていますので、もしその方に何かあったりしたとか、もうそろそろリタイアしたいとかとなったときの後任の育成であったり、そういうのは

ちょっと課題なのかなとは考えております。

渡邊委員 分かりました。

先ほど5歳児健診が始まるよという話もありました。となると、さらに相談件数が増えてくる可能性があるのかなと思いますので、早めに、もし必要であるのであれば人的な確保のほうを進めていただければと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書の98ページをお開きください。

2段目になります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2億1,903万8,000円。このうち99ページの説明の欄の下から2つ目の事業で、未熟児養育医療給付事業がこども課所管の事業となっております。予算額は前年度と同額の180万1,000円を計上しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上でこども課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

休憩（午後2時18分）

再開（午後2時30分）

委員長 再開いたします。

花島委員より、先ほどお願いがありました学校におけるプール授業に関する人数のデータですが、本委員会のサイドブックスのほうにアップしてありますので、後ほどご確認をお願いいたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部より説明を願います。

介護長寿課長 介護長寿課長の鈴木です。ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案書の第16号をご覧ください。

議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金782万6,000円。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金305万5,000円、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）103万6,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）172万8,000円の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1,577万1,000円の減。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1,490万9,000円。

5款県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）51万8,000円の減。

次のページをお開きください。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）108万円の減。

ただいまご説明しました国・県・支払基金ですが、令和7年度の交付額が決定しましたこと、また、変更交付申請により交付額が変更になったことに伴う補正となっております。

続きまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億277万円。

歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費1億819万円。こちらは給付額の見込増に伴い増額するものです。

続きまして、2目審査支払手数料2万3,000円。

4款地域支援事業費、4項その他諸経費、1目審査支払手数料1万8,000円。

次のページをお開きください。

6款諸支支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金17万3,000円。

6款諸支支出金、3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費2万3,000円。こちらは東日本大震災においての東京電力福島第一発電所の事故により帰宅困難区域等に指定された住所地から本市に避難してきた方が介護保険サービスを利用した際の利用者負担額を減額するものとなっております、その見込みが増えたことによるものです。

歳出の説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(介護長寿課所管部分)を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目高齢福祉費、8目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算についてご説明いたします。

予算書の77ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては48ページ及び49ページが介護長寿課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明の欄、上から3番目の事業になります。外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業が介護長寿課所管事業となっております。本事業における対象となる方が那珂市内にはおりませんので、形式予算として1,000円を計上しております。

なお、こちらの対象者につきましては、こちらの制度が昭和57年に国民年金法の改正によりまして、年金の制度適用から除外された外国人の無年金者を救済する福祉手当を創設されたのが基となっております。対象となる方につきましては、大正15年4月以前に生まれた方、または外国人重度障がい者ということで、昭和37年以前生まれで昭和57年以前に一定の障がいをお持ちの方、身体障がいや知的障がいなどをお持ちの方になりまして、なおかつ本市に引き続き1年以上居住されていて、施設入所ではなくて在宅の方、また、厚生年金等を受給していない方といった条件がついております。現状、那珂市にはいらっしゃいませんので、形式予算となっております。

続きまして、次のページをお開きください。

2目高齢福祉費1億7,739万円、前年度比508万9,000円の減の主な理由としましては、

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業におきまして、令和7年度は、消防本部に設置しておりますセンター装置の更新を計上してはりましたが、更新が今年度済みしましたので、その分が減額となっているものによります。

続きまして、84ページをお開きください。上から3番目になります。

8目介護保険費8億7,651万1,000円、前年度比8,847万5,000円増の主な理由としましては、介護保険特別会計への繰出金においての介護サービスの費用である介護給付費の増や介護施設等整備事業においての地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護、通称グループホームと呼ばれるものですが、こちらの整備に係る施設整備費や開設準備の経費の補助金を計上したことによるものとなっております。

一般会計に関する説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

副委員長 敬老事業についてお伺いしたいんですけれども、今回、新しく内容を変更されたということなんですけれども、見直した部分というのは、まず、77歳の方にも記念品を贈るということと、あとは敬老会を開催する自治会においては補助金を交付すると、その2点でいいんですかね。

介護長寿課長 おっしゃるとおりでございます。

少し説明させていただきますと、これまでは75歳以上の方全員を対象に各自治会、もしくはまちづくりのほうへ1,050円の補助金をお渡しして、それで記念品配布とか敬老会開催をやっていただいていたところなんですけど、令和8年度からは、先ほど桑澤副委員長がおっしゃったように記念品を市から、節目の年齢の方にお贈りする形にするのと、記念品は市で行うものとして、敬老会開催は自治会が行うという形にはっきり分けまして、それに対して補助金を交付するという形にするというものになっております。

副委員長 ありがとうございます。

そうすると、事業費の内訳のところに賃借料164万9,000円でバスのお値段ありますけれども、これは敬老会を開催するときのバス代を見込んでの値段なんですか。

介護長寿課長 おっしゃるとおりでございます。

副委員長 そうすると、今年度のこの予算を算出するに当たって、どれぐらいの参加人数を見込んで出したのかお伺いしたいんですけれども。

介護長寿課長 敬老事業に関しましては、新型コロナウイルスが流行しまして、その前と後ではいろいろ様相が変わってございました。令和5年度に新型コロナウイルスが5類になりまして、敬老会開催が復活した年度だったんですけれども、新型コロナウイルス明けでは、令和5年度の参加者数が一番多かったもので、令和5年度の水準を基準に今回の予算は作成しております。

副委員長 ありがとうございます。

そうすると何かちょうど前年となかなか同じぐらいの金額、うまく合って、ちょっと減

ってきていますけれども、合ってきているのかな、どういうふうに出されたのかなというところをちょっとお聞きしたかったので、今確認しました。ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の歳入についてご説明いたします。

予算書の247ページをお開きください。

款、項、予算額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料11億3,393万7,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1万1,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金8億7,606万2,000円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、次のページをお開きください。2億3,256万2,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金13億4,024万7,000円。

5 款県支出金、1 項県負担金6億9,908万1,000円。

5 款県支出金、2 項財政安定化基金支出金2,000円。

次のページをご覧ください。

5 款県支出金、3 項県補助金2,613万9,000円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、次のページをお開きください。7億7,060万7,000円。

ただいまご説明いたしました国・県の負担金や補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金の増額につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などの事業費が伸びていることなどから、収入の増を見込んでおります。

続きまして、7 款繰入金、2 項基金繰入金1億2,134万3,000円。

8 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料3,000円。

9 款諸収入、2 項預金利子1,000円。

次のページをご覧ください。

9 款諸収入、3 項雑入3,000円。

歳入の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、歳出についてご説明いたします。

予算書の252ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては50ページ及び51ページが介護長寿課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費6,547万3,000円。

次のページをご覧ください。

中段になります。

1 款総務費、2 項賦課費、1 目賦課費234万8,000円。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費568万7,000円。

次のページをお開きください。

2 目介護認定調査等費4,168万円。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費81万円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費46億9,890万5,000円。前年度比1億4,538万9,000円の増の主な理由としましては、介護認定を受ける方の増加による介護サービス給付費の増を見込んだことによるものとなっております。

続きまして、次のページをご覧ください。

2 目審査支払手数料393万1,000円。

2 款保険給付費、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費1億1,975万4,000円。前年度比1,224万5,000円の増の主な理由としましては、介護サービス利用が伸びることに伴い、高額介護サービス費の給付額が増えることを見込んだものによるものとなっております。

次のページをお開きください。

2 目高額医療合算介護サービス費2,400万1,000円、前年度比588万5,000円の増の主な理由としましては、こちらも高額介護サービス等費と同様に、介護サービス利用が伸びることに伴い、給付額が増えることを見込んだことによるものとなっております。

続きまして、3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金2,000円。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費23万6,000円。

次のページをご覧ください。

2 目任意事業費2,850万5,000円。前年度比984万7,000円の増の主な理由としましては、成年後見制度利用支援事業において、先ほどの社会福祉課と同様に市の支援対象の範囲を市長申立てのみから低所得の方の申立費用や成年後見人等への報酬まで拡大する改正を行うこと、また、配食サービス事業において1食当たりの単価を見直し、市の負担する額が1食当たり220円増えることによるものとなっております。

続きまして、3目在宅医療・介護連携推進事業911万5,000円。

なお、こちらの在宅医療・介護連携推進事業の中で、救急医療情報キットの配布というものを行っております。特段予算措置をしているものではないのですが、こちらはかかりつけの医療機関や服薬中の薬を記入した用紙を専用の容器に入れて冷蔵庫に保管するというものでして、実物はこういったものになっておりまして、万が一のときに駆けつけた救急隊員がその情報を活用するというもので、平成24年から実施してまいりました。しかしながら、事業の開始後、おくすり手帳が普及し、令和7年10月からはマイナ救急の実証事業が開始されたことを踏まえまして、消防と協議し、本事業としましては一定の役割を果たしたものとして、令和8年3月、今月をもって事業を廃止することといたしました。現在利用している方には、3月末に事業廃止についてのお知らせを通知するとともに、マイナ保険証登録やマイナ救急についても周知を行う予定としております。

続きまして、4目認知症総合支援事業2,176万7,000円。

次のページをお開きください。

2 段目になります。

4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費1億1,357万5,000円、2 目介護予防ケアマネジメント事業費1,311万9,000円、3 目高額介護予防・生活支援サービス費15万円。

次のページをご覧ください。

4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費35万円。

4 款地域支援事業費、3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費2,087万3,000円。

4 款地域支援事業費、4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料41万9,000円。

次のページをお開きください。

2 段目になります。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金100万円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金200万円、2 目償還金1,000円。

次のページをご覧ください。

2 段目になります。

6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,583万8,000円。

6 款諸支出金、3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費34万4,000円。

次のページをお開きください。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費1,011万7,000円。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

花島委員 2つほど聞きたいんですが、1つは介護予防事業でどんなことをやっているんでしょうか。結構お金使ってやっているんで、内容はあると思います。

介護長寿課長 介護予防事業につきましては、地域包括支援センター、那珂市内は3か所に委託しておりますが、そちらに介護予防教室などを実施していただいております。

それから、社会福祉協議会に対しても高齢者のボランティア育成や活動支援、教養講座の開催といった健康増進活動につながるものを実施していただいております。

花島委員 その件は分かりました。

あと、全体に予防事業以外に介護サービスを受けている方の人数ってどのくらいなんでしょう。

介護長寿課長 要介護認定を受けている方の人数ということでよろしいでしょうか。現在65歳以上の方、大体、那珂市には1万7,500人ほどのいわゆる第1号被保険者という方がいらっしゃるんですが、そのうち大体3,000人弱の方が要介護1から5、要支援1・2の認定を受けていらっしゃいます。

花島委員 分かりました。3,500人。

介護長寿課長 すみません、3,000人弱です、2,990人などです。

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護長寿課の所管部分を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午後3時01分)

再開(午後3時03分)

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長補佐 保険課課長補佐総括の郡司と申します。ほか2名の職員が出席しております。

どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第9号をご覧ください。

議案第9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、国民健康保険特別会計において、令和5年度から歳出が歳入を上回り、不足分の補填のため、支払準備基金を取り崩して対応し、税率等を据え置いてきましたが、基金が減少し安定的な運営ができない状況となっているため、令和8年度からの税率等について改正を行い、収入を確保するものです。

あわせて、子ども・子育て支援法の規定により、令和8年度から新たに徴収を開始する子ども・子育て支援納付金について、所要の改正を行うものです。

ページをおめくりいただいて、2ページから5ページまでが条例の改正分、6ページから26ページまでが新旧対照表、27ページから29ページが改正条例の概要となっております。

今回の改正につきましては、先ほど述べさせていただきましたが、現在の国民健康保険税の税額、税率の改正を行うとともに、子ども・子育て分の税率、税額を追加するものとなります。

それでは、30ページをお開きください。

国民健康保険税の税率等改正の内容についての資料となります。

まず1番、改正の理由でございます。

国民健康保険は、近年、社会保険の適用拡大等により被保険者が減少するとともに、加入者の高齢化が進み、1人当たり医療費が増加傾向にあることなどから、提案理由でも述べましたとおり、国保特別会計において令和5年度から歳出が歳入を上回る状況となっております。これまで支払準備基金を取り崩して不足分の補填に充て、国保税の税率を据え置いてきましたが、現在、基金が減少し、安定的な運営ができない状況となっていることがまず1つ大きな要因です。

また、国の子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から新たに子ども・子育て支援分の賦課を行う必要が生じたことがもう1つの要因です。

順に説明してまいります。まず①の表をご覧ください。

こちらは各年度の事業費納付金額の推移となります。事業費納付金とは、表の下に説明を載せておりますが、国保は平成30年度より県との共同運営となり、県が財政運営の主

体となっております。県から示される事業費納付金を納めることで、保険給付に必要な費用が全額交付される仕組みとなっているため、市は、この事業費納付金を納めるために必要な税額を決定し、国保税を賦課徴収します。

表を見ますと、事業費納付金は令和5年度に大幅に増加し、その後は減少傾向にありますが、これは被保険者数の減少によるところが大きく、下の1人当たりの事業費納付金額を見ますと、令和5年度以降も上がっている状況となっております。

続いて、31ページをご覧ください。

②の表は、各年度の支払準備基金の保有状況です。令和4年度までは基金に積立てができていましたが、令和5年度に事業費納付金が上がったことで歳出が超過し、以後は基金からの繰入れを行い、税額を据え置いてまいりました。令和7年度につきましても、表の一番右の欄になりますが、予算上で約1億6,400万円を繰り入れる予定で、令和7年度末の基金保有額は約1億4,700万円になる予定です。

また、③の1人当たり医療費につきましても、表にありますように、被保険者数が減っているのに対し1人当たり医療費が高止まりとなっており、今後も被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、この傾向は続くと考えられます。

次に、改正のもう一つの要因であります子ども・子育て支援金制度の創設についてご説明します。

④になりますが、少子化対策の抜本的強化に当たり、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みとしまして、子ども・子育て支援金制度が令和6年6月に成立し、令和8年度から支援金を医療保険料と合わせて徴収することになりました。

なお、この制度は少子化対策に係るものであるため、18歳未満の子供の分は10割の軽減となり、この軽減分については18歳以上の被保険者に負担していただくこととなります。

この支援金制度は、国保に限らず全ての医療保険加入者が負担するもので、集められた支援金は、児童手当の拡充など6つの子育て支援事業に充てられます。令和8年度から3年間にわたり負担額が増えていく仕組みとなっており、徴収する額については毎年度、県から示されます事業費納付金額との精査を行い、決定してまいります。

32ページをお開き願います。

2番の改正後の令和8年度税率・税額案となります。

国保税は、これまで医療分、後期分、介護分という3つの区分で賦課しており、介護分は40歳から64歳までの被保険者のみ賦課しています。令和8年度からは、これに子ども・子育て支援金分が加わり、4つの区分となります。それぞれの所得割率、均等割額の改正案、現行との比較増減については表のとおりとなります。

続いて、3番の改正後の収支見込みをご覧ください。

税率、税額を決めるに至っては、どの所得段階においても過度な負担とならないよう複

数パターンのシミュレーションを行いました。当初は基金への積み戻しも視野に入れておりましたが、改正幅が大きくなってしまふことから、積み戻しは考慮せず、保険税と補助金を足した歳入で、歳出である事業費納付金が賄えるぎりぎりのラインで決定しました。改正後の令和8年度の収支見込みといたしましては、四角の枠の中にイメージを載せております。歳入から歳出を引いた余剰分は82万9,000円となる試算です。

次に、4番として改正に伴う影響になります。

まず、世帯当たりの令和7年度税額との比較です。全体での平均増額は、世帯当たり年間約2万3,000円となります。増額が最大となる世帯は年額14万800円の増、最少となる世帯は所得なし、介護分が賦課される人がいない世帯で年間3,300円、所得なし、介護分が賦課される人がいる世帯で年間3,900円の増となっています。

続いて、33ページをご覧ください。

5番のケース別の改正による影響です。

世帯の被保険者数により主なケースの保険税の目安を載せております。ここで言う所得とは、収入から必要経費や控除を引いた金額となります。

まずは被保険者1人のケースです。那珂市においては、被保険者が1人の世帯が最も多くなっております。表の見方としましては、左から、令和7年度の税額、令和8年度の見込み税額、そのうち子ども・子育て分として賦課される税額、前年度との比較となります。これは先ほど説明した増額が最少となる世帯で、低所得者の均等割の7割軽減が適用されるケースとなり、介護分のあり、なしによる税額の違いとなっております。

7年度からの年間の増加額は、介護分なしで3,300円、介護分ありで3,900円となっております。

次に、被保険者2人のケースとして、2つ挙げています。

1つ目は世帯所得ゼロで7割軽減となる親子のケース、親は介護分なし、子供のみ介護分がかかっているケースで、増加額は7,100円になります。

もう一つは、2人とも65歳以上で介護分がかからない夫婦のケースで、世帯所得が150万円となるため、2割軽減適用となり、増加額は2万8,000円です。

次は、被保険者が3人のケースで、1つ目は介護分がかからない比較的若い夫婦と未就学児である子供1人のケースです。所得が400万円ありますので、低所得者の軽減はなく、子供の未就学児軽減が適用となるケースで、増加額は6万1,900円となります。

もう一つは400万円の所得があり、夫婦ともに介護分がかかっており、なおかつ子供も18歳以上のため、軽減の適用がないケースです。このようなケースですと、増加額は大きくなり、年間で10万4,400円です。

国保の場合、世帯の状況により税額が変わってきますので、被保険者が複数いる場合など様々なパターンが存在します。こちらはあくまでも参考としてご覧いただければと思います。

以上が改正内容についての説明となります。

この改正案につきましては、1月28日に開催しました国保の運営に関する協議会において承認をいただいております。

最後に、今後の周知につきましては、議決をいただきましたら、ホームページや広報紙により広く周知を行うほか、納付書発送時に説明文書を同封し、被保険者に直接周知を行っていく予定です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

花島委員 いろいろ細かい数字が……、細くないか。大きな数字が出てきてよく分からないんですけども、支払基金の額というのは、この計画どおりでいくと1年後はどうなる予定ですか。

保険課長補佐 お答えします。

支払基金は、7年度の決算時のときに1億6,400万円程度の繰入れを一応予定しておりますので、7年度末で1億4,700万円程度になる予定です。

以上です。

花島委員 いや、私が聞きたかったのは、あと1年たったらどういう予定になるかということです。

保険課長補佐 このまま税率を据え置きますと、同程度の基金の取崩しが想定されますので、同じような状況に……、このシミュレーションでいくとということですか、申し訳ございませんでした。

そうしますと、基金取崩しはなく、このままいけるような試算で一応やっております。

花島委員 やっぱりそうなんですね。そうかなと思ったんですが、でも、今まで基金を取り崩して値上げ、値上げというのは変な言い方ですけども、税だから何ていうんですかね。増税にならなくて済んだのは評価するところですけども、じゃ今回、支払基金を減らさないという選択は何で必要なんですか。県が主体になっているから、基本的には県が会計主体を持っていて、我々は県の言うとおりに払えばいいわけですよ、極端なことをいうと。ちょっとそれ納得できないんですけども。支払基金は一体どれだけ那珂市は持っていないかというところが分からないんです。だから、つまり1.4億円も残す必要があるのかということです。

保健福祉部長 先ほどの31ページの資料を見ただけですと、基金の保有額と、一番右端に繰入額というふうには書いてあるんですが、もう既に令和7年度で1億6,400万円の繰入れをしているということで、このままいくと、もう来年度は足りなくなる、この1億4,700万円も取り崩しても足りないのではないかという試算で、今年度、税率改正という

ことに踏み切った次第で、幾らあればいいのかというところですけども、それはその市町村それぞれ考え方というのはあると思うんですが、那珂市としては、3億円を切ったら考えるようかなというふうには考えていました。

花島委員 そこがよく分からないんですよね。だから、県の主体の会計になって何年もたつわけですけども、そもそも何でやったのかといたら、ある種の平準化みたいなことは県の主体ということで考えるだけですけども、そういう意味では平準化ができないというか、各自治体ごとの平準化ができないということは、そういう事態に対しては県が対応すべきものだと思っているんですよね。もともと県に蓄えがあって、那珂市にまた基金みたいなものがあると、何か二重にそのまま余分なお金があるような感じで、そのところは素直に理解できないんです。

保健福祉部長 県は、ほかの県内の全市町村に納付金のほうの金額を示すときに、前年度と比べてあまり高額にならないように基金は積み立てていて、医療費も急に上がるということがありますので、医療費だけで見ると、来年度はもっとたくさん納付金のほうを頂かないと足りないという、あまりにも上げ幅が大きくなっちゃうんで、そういったところを調整するために基金のほうは、県としては持っているわけですが、那珂市としても、それでも県から来る事業費納付金の金額が前年度から比べて多くなれば、やっぱりこの基金で調整していくというところで、それぞれ持つ意味というのがちょっと違うのかなとは思っております。

花島委員 そのことが理解できないんですよ、はっきりいって。金額にもよりますけれどもね。

次の質問ですけども、まず、この資料を見ると、医療分の費用というのは令和2年から令和7年で増えている割合と……、ごめんなさい、1人当たりについて言っています。その後、次のページ……、何を見ているかって言わなきゃいけないね。議案第9号の説明資料というところですよ。その31ページにあるところで、1人当たり医療費の増額率というのがちょっとバランスが取れないような気がするんですけども、この辺はどうなんですかね。増加の比率が。つまり納付金の額の増加分の比と1人当たりの医療費の額の関係が整合性が取れているんですか、これを見ると。ここでは7万2,000円何ぼから9万2,000円円で、大体2万円ぐらい上がっていますよね。1人当たり医療費というところはそんなにも上がっていないように見えるんですけどもね、1割ぐらいしか上がっていない。違うか、年度が違うか。ごめんなさい、年度が違いますね。気にしないでください、それは。勘違いしていました。

委員長 ほかがございませんか。

副委員長 ちょっと確認させていただければと思うんですけども、今回の改定で、県内の他市町村と比べて那珂市の水準、保険料はどれぐらいの水準なのか、ちょっとお伺いしたいです。

保険課長補佐 お答えします。

那珂市の税率、税額が他市と比べてなんですが、税率は市町村の財政状況に応じて設定しますので、一概に比較はできないところなんですが、単純に令和7年度の税率で比較した場合は、県内でやや下の位置づけとなっております。

以上です。

副委員長 県内平均より低い、安いということでもいいんですかね。

保険課長補佐 そうです。

副委員長 それを踏まえて、今回その改定によって、収支がこれ、今見るとちょっとぎりぎりな感じに見えるんですけども、どの程度この値段で据え置けるのか、どの程度これでいけるという見込みでこの値段になっているのかお伺いしたいです。

保険課長補佐 事業費納付金の状況を毎年注意深く見ていかななくてはいけないかなとは思いますが、被保険者の人数も減少はしていますので、2年から3年ぐらいはもてばいいかなとは考えております。

副委員長 二、三年後にもう一度改定が起こる可能性があるということでしょうかね。

保険課長補佐 そうですね。納付金のほうとの兼ね合いもあるんですけども、一応毎年毎年試算はして、足りるときはこのままでいきますし、足りなくなってしまうというときには改定をしていくような形だと思っております。

副委員長 分かりました。ちょっとなかなか不安定なのかなという感じはしますね。いろいろな事情もあるとは思いますが、本当であれば5年とかスパンで決められればいいのかなという気はしますが、毎年保険料が上がったりすると、なかなか被保険者の方は、また今年もかというような状況にもなるかなという気もしたので。そこら辺は様子を見てしっかり注視していただければと思います。

もう一点、別のところで、子ども・子育て支援納付金という制度が始まるということで、同時にここを徴収されると思うんですけども、ご説明の中で、6事業にこの支援金が充てられるということですが、その6事業の内容を簡単にご説明してもらっていいですか。

保険課長補佐 お答えします。

まず1つ目の事業になります。児童手当の拡充になります。高校生年代まで延長し、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額を実施するという内容になっております。2つ目につきましては、妊婦のための支援給付になります。妊娠・出産時の10万円の給付金になります。3つ目が子ども誰でも通園制度になります。乳児等のための支援給付となっております。4つ目が出生後休業支援給付、育児休業給付と合わせて手取り10割相当の給付があります。5つ目が育児時短就業給付、こちらは時短勤務中の賃金の10%の支給となっております。6つ目が国民年金第1号被保険者の育児期間中の国民年金保険料免除というものがあります。

以上になります。

副委員長 ありがとうございます。

ちなみに確認なんですけれども、これはもうこの6事業に充てなければいけないお金なんです。それとも、市で何か独自に裁量できるようなお金にできるのか、そこをちょっと、この6事業だけにしか使えないよというものなのか、国で決められているのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

保険課長補佐 お答えします。

こちらの集めた支援金につきましては、子ども・子育て支援法のほうでこの6つの事業に充てるという事はもう定められておりますので、それ以外の目的で使用されることはありません。

副委員長 分かりました。

独自の市の裁量で何かこれを使えるというわけではなくて、もう決められたこの6事業に充てられるということでよろしいですかね。ありがとうございます。

花島委員 先ほどの質問で、答弁でちょっと私勘違いしていたんですけれども、来年度は変えるつもりはないということですか。要するに僕は、毎年変えるつもりなのかと聞いていたんですよ、税ですよ、ごめんなさい。

保険課長補佐 子ども・子育て支援につきましては、3年間、段階で上げていくということがもうちょっと決まっているところなんですけれども、事業費納付金のほうが提示された時点で、今の定めた税率で大丈夫そうなときはそのまま据え置いていけるのかなと考えております。

花島委員 子ども・子育て支援金のことは一応置いておきましょうね。ちょっと腹が立つんですけど、ここから取るのかということですね。使うことはいいんですけれどもね。

それは置いておいて、その他の部分に関して、この分でいったら、来年の多分医療費は伸びますよね、1人当たりの医療は。被保険者人数は減るだろうけれども、1人当たりの医療費が伸びれば、結局税率はこのままでいくと、要するに支払基金を食い込むことになると思うんですが、それを見越して子ども・子育て資金に回す分以外は上げないで済むんじゃないかと思っているということですか。

保険課長補佐 毎年一応見てはいく予定でおりますが、来年度は上げずにいければと思っております。

保健福祉部長 こちらの国民健康保険税は、県に事業費納付金を払うために、払える分の税額を皆さんから賦課徴収させていただくんですが、この事業費納付金の見込額というのが示されないんですね。毎年、来年度は幾らですというだけで、県のほうも、国のほうからの数値をもらわないと、やっぱり来年以降どうなるかというのが見込めないということですので、市町村としてもそこがちょっと、じゃ来年はこれで改正したから、来年は大丈夫だけれども、その次の年は大丈夫かと言われると、そこは県から示される事業費納付金がないと何とも分からないというところで、一応、来年度はもつようには設定し

た。また来年度、事業費納付金を見ながら、あとは実際に予算でどれぐらい執行したかというところの状況を見ながら毎年確認をしていきたいと思っております。

以上です。

花島委員 それは分かるんですよね。県が当てにならないというのも分かるんですよね。過去にすごい見込み違いしたことがありますからね。でも、やっぱりある程度、さっき答弁にありましたように、1年は増えるんだけど、その次の1年、できれば、よければさらにその1年ぐらいは税率を変えないで済むという見込み、あくまで見込みですけれどもね。県からの納付金は、見込みからかなり変われば、その時はやむを得ないということですね。ということは、ある意味で、若干増えることを見越されていますから、今年度末で多分、1億4,000万円くらい残る支払金を若干食べていくということを見越していると考えていいんですか。

保健福祉部長 来年度は一応、基金は取り崩さなくて済むだろうという見込みではやっていすけれども、その次の年は事業費納付金が幾らになるかを見てみないと、もし若干取崩しで済むぐらいただければ、もしかしたら税率改正はしなくても大丈夫かなとは思いますが、やはり毎年同じように1億円以上も取り崩さないと足りないようであれば、また次の年ももしかしたら改正に踏み切らないといけないかもしれない。それはまだ、なかなか見込みづらいというところがあります。すみません。

花島委員 見込みづらいは分かるんですけれども、今までも悪くいうと、1億円までいかないんですよね。次の年度で取り崩さなきゃならない、多分何千万円ぐらいで済むと思うんで、その見越しの上でさっきの答弁ということですね。

もう一つ聞きたいんですが、かつては一般会計から繰入れしていましたよね。それは過去どうだったかというのをちょっと私忘れちゃったんで、もう一回聞きたいんですが。

保険課長補佐 過去、1億円ぐらいは一般会計に繰入れをしていたときがあったと思います。

花島委員 私の記憶、そうなんですけれども、それって何年でしたっけ、最後に繰り入れたのは。覚えていないですか。

委員長 今出なければ、後で……

花島委員 すぐ分からなかったら、それは後で、もう一回自分で調べてみます。

もう一つ聞きたいんですけれども、お隣のひたちなか市なんかは、一般会計から支払基金に結構繰り入れているんですよね。それがどういう仕組みか分からないんですけれども、赤字繰り入れじゃないという形で繰り入れているんだそうです。これって何ですか。それで、那珂市はそれできないんですかというのを。意味分からないんです、正直いって。

保険課長補佐 お答えいたします。

おそらくひたちなか市のほうで一般会計から繰り入れているものは、法定内繰入れというものになっていまして、赤字の補填のための繰り入れではないものかなと思っております。

す。今、県内で赤字繰入れしているところは1市町村ぐらいしかなかったと聞いております。

法定外の繰入れも、少し那珂市のほうもしております、地方単独事業の医療給付費や那珂市独自の保健事業に充てる分につきましては、一般会計からの繰入れは現在も行っているような形になっております。

花島委員 その法定外と内との違いというのは何なんですか。何が違うんですか。

保険課長補佐 法定内繰入れにつきましては、いわゆる職員の給与費とか、あとは低所得者の方の軽減した分についての補填というような形のものと、あとは出産育児一時金の支払った金額の3分の2が入ってくるといったようなものが法定内繰入れとなっていて、那珂市はこちらのほうも今は繰入れをしております。

以上です。

花島委員 分かりました。

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(複数の発言あり)

委員長 花島委員にご報告いたします。挙手の場合には、反対討論というのを行っていただかないと、多分説明、後ろに、説明する場合に、今後、反対の理由というのを明らかにならないと、賛否を採れないです。

花島委員 じゃ反対の意見を言います。

まずね、いろいろ説明あって、担当課の努力は分かるんですけども、基本的には国とか県の政策に納得できないんです。準備基金を多少取り崩しても、2年ないし3年間、同じ税率でやりたいという気持ちも分からなくはないんですけども、やはりそのところはもっときめ細かに、特に負担の大きい方への配慮すべきだというのが1点です。

それから、先ほど言いましたように、国や県の政策はいま一つ納得できないということで、私は賛成できません。

以上です。

委員長 それでは、これより議案第9号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第9号を決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数と認め、議案第9号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（保険課所管部分）を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費（国民健康保険特別会計繰出金）、4目国民年金費、5目後期高齢者医療費、7目高額療養費貸付金、9目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長補佐 ご説明いたします。

予算書の75ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書につきましては52ページから60ページまでが保険課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

75ページの下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億6,652万円。このうち保険課が所管するのは77ページの中ほど、国民健康保険特別会計繰出金3億5,058万8,000円です。

続いて、82ページをお開き願います。

中ほど、4目国民年金費145万5,000円、117万3,000円の増。こちらは12節委託料において、制度改正に伴うシステム改修費を新たに計上したことによるものです。

続いて、5目後期高齢者医療費9億2,195万5,000円。このうち83ページの一番上の丸印、後期高齢者医療費については、主要事業説明書の53ページをご覧ください。団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行しました。被保険者の増加とともに医療費も増加傾向にあり、医療給付費に係る市の負担金となっているこの事業費の増額が続いております。

続きまして、予算書の84ページをお開きください。

上から2段目、7目高額療養費貸付金150万円、9目出産費資金貸付金40万円。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

渡邊委員 予算書84ページの高額医療費貸付金なんですけれども、これ半額ぐらいに減額されたという理由は何かありますか。

保険課長補佐 お答えします。

こちらは実績による減額となっております。令和6年度は19万円の決算となっております。令和7年度は2月末で、まだ執行がないという状態となっております。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

それじゃ、その下の欄の出産費貸付金、こちらの今の事業の実績を教えてもらっていいですか。

保険課長補佐 お答えします。

こちらにつきましては、10年以上は執行がないような形になっております。

渡邊委員 分かりました。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第18号 令和8年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長補佐 それでは、予算書の209ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税10億6,660万5,000円、1 億5,204万9,000円の増。先ほどの議案第9号でご説明した税率等の改正による国保税の増収見込み分となります。

続いて、2 款使用料及び手数料、1 項手数料15万円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金630万6,000円。2 目の子ども・子育て支援事業費補助金を新たに計上しておりまして、内容としましては、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度運用のためのシステム改修費の補助金が主なものとなります。

次のページをお願いします。

4 款県支出金、1 項県負担金1,404万3,000円。

4 款県支出金、2 項県補助金35億5,948万9,000円、1 億3,231万2,000円の減。こちらは国民健康保険被保険者の減少によるものです。

5 款財産収入、1 項財産運用収入52万5,000円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金3 億5,058万8,000円。

6 款繰入金、2 項基金繰入金2,008万8,000円、1 億8,884万円の減。支払準備基金につきましては、税率等の引上げにより令和8年度は取崩しを行う予定はありませんが、会計全体の総額調整のための額を計上しております。

次のページをお願いします。

7 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料1,000万円。

8 款諸収入、2 項預金利子1,000円。

8 款諸収入、3 項雑入220万4,000円です。

歳入については以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長補佐 続いて、歳出になります。

予算書の212ページになります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費7,546万6,000円。

次のページをお願いします。

2 目連合会負担金145万2,000円。

続いて、中段になります。

1 款総務費、2 項運営協議会費、1 目運営協議会費43万3,000円。

1 款総務費、3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費62万8,000円。

次のページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費30億3,300万円。こちらにつきましても、主要事業説明書の54ページをご覧ください。

国民健康保険の令和7年度の年度平均被保険者は9,937人の見込みとなっており、減少傾向が続いているため、現状を加味して令和8年度は9,800万円の減額としております。

予算書に戻りまして、214ページ、中ほどになります。

2 目退職被保険者等療養給付費1,000円、3 目一般被保険者療養費2,500万円、4 目退職被保険者等療養費1,000円。

次のページをお願いします。

5 目審査支払手数料1,400万円。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費4億2,100万円、2 目退職被保険者等高額療養費1,000円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費70万円。

次のページをお開き願います。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円。

2 款保険給付費、3 項移送費、1 目一般被保険者移送費10万円、2 目退職被保険者等移送費1,000円。

次のページをお願いします。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金1,200万円、2 目支払手数料6,000円。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費550万円。

次のページをお願いします。

2 款保険給付費、傷病手当諸費につきましても、新型コロナウイルス感染症についての傷病手当金でしたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して2年を経過したため、

前回の12月議会で条例を廃止しましたので、予算上も廃項となっております。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分 8 億 5,224万9,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 3 億6,814万2,000円。

次のページをお願いします。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分 1 億1,598万 9,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、4 項子ども・子育て支援金分、1 目子ども・子育て支援金分 3,574万5,000円。

3 款の事業費納付金につきましては、主要事業説明書の55ページから58ページになります。

事業費納付金は、県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源等に充てるため、市町村ごとの納付額を算定し、納付を求めるものです。県から示された令和8年度の算定額を計上しております。被保険者の減少により、事業費納付金の総額は下がっておりますが、新設の項目として58ページの子ども・子育て支援納付金分を新たに計上しました。

予算書に戻りまして、220ページをご覧ください。

4 款保険事業費、1 項保険事業費、1 目保健衛生普及費 259万2,000円。

4 款保険事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 5,498万 7,000円、123万8,000円の減。

減額の主な理由は、被保険者の減少による健診対象者の減及び18節補助金の特定健診受診促進助成金、こちらは人間ドックの利用助成金になりますが、こちらを実績に合わせて修正したため、減となっております。

特定健診につきましては、主要事業説明書の59ページをご覧ください。

40歳から74歳の被保険者が対象となる特定健診は、生活習慣病の早期発見、重症化予防のために市町村に義務づけられたものとなります。受診目標人数は、集団健診3,400人、病院での個別健診700人で予算を計上しております。

人間ドックの助成金は、令和7年度に、これまでの5,000円から1万5,000円に助成金額を上げたため、申請数の増加を見込んで380人分を計上しておりましたが、実績に合わせて330人に減らしております。ちなみに2月末現在の助成申請数は226人となっております。

予算書に戻りまして、221ページをお開き願います。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金 52万5,000円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 600万円、

2目償還金1,000円。

次のページをお開き願います。

3目一般被保険者還付加算金20万円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費428万円。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ございませんか。

花島委員 繰り返しです。同じ理由で賛成できません。

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第18号を決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数と認め、議案第18号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号 令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長補佐 ご説明いたします。

予算書の277ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料9億4,194万6,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料1万円。

3款繰入金、1項他会計繰入金1億9,697万1,000円。

4款繰越金、1項繰越金1,000円。

5款諸収入、1項延滞金及び過料15万1,000円。

次のページをお開き願います。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金92万円。

5款諸収入、3項雑入1,000円。

歳入については以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長補佐 歳出になります。

279ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金11億3,039万5,000円。

主要事業説明書の60ページをご覧ください。

こちらは広域連合が後期高齢者の医療に要する費用に充てるため、徴収した保険料や保険料軽減に係る市負担分を広域連合に納付するものです。一般会計のところでも申し上げましたが、団塊の世代が後期高齢者に移行し、被保険者数が増加していることや令和8年度から子ども・子育て支援金の徴収が始まることなどから、納付金も増額計上しております。

予算書に戻りまして、279ページ、中段になります。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金90万円、2 目還付加算金2万円。

次のページをお開き願います。

2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,000円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費868万4,000円です。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後3時59分)

再開(午後4時08分)

委員長 それでは、再開いたします。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分について討論、採

決に入ります。

討論はございませんか。

渡邊委員 私は予算に賛成の立場で討論させていただきます。

本予算は認めることということで意見を述べさせてもらう、賛成をする立場で意見を申し上げます。

本予算については、内容についてはおおむね問題ないと認識しているところなのですが、中央公民館、こちらの改修事業について、今日いただいた執行部側の説明の部分と、事前にいただいた説明の部分でちょっと疑問に残る点がありました。利用が少なくなっているところなのですが、実際は利用が伸びているよというところもあったので。今後この予算の中で基本設計が進まれていくと思います。その中で、今後逐次説明を求めたいなというところですか。どのような過程で進んでいくか、どういう協議がなされていくのか、それを全員協議会、もしくは教育厚生常任委員会等のこの場で説明をしていただければありがたいと思いますので、私からの意見を申し添えて、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

委員長 これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。

なお、次回までに本委員会の調査事項を皆様各自考えてきていただきますようお願い申し上げます。本日の案件は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会(午後4時09分)

令和8年5月26日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪